

第9日目(12月22日)

議長(松原良道君) 延会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は30名であります。

議長 これから本日の会議を開きます。本日の日程は配付のとおりといたします。  
(午前9時30分)

議長 日程第1、一般質問を続行いたします。

質問順位24番、議席番号11番・関 昭夫君。

関 昭夫君 おはようございます。許可をいただきましたので、通告にしがいまして一般質問をさせていただきます。

1 国の税制改正や三位一体の改革の直接的な影響について

まず国の税制改正や三位一体の改革の市民への直接的な影響についてということで質問させていただきたいと思います。既にこの三位一体改革等の改革が進む中で、市政、市の財政あるいは事業にどのような影響が出てくるかというようなことについては、先の議会等でも先輩議員の方から質問があったようでございますが、また具体的なところが出てきた中で、市長より市民への直接的な影響、これから負担がどう変わる、またどんな形でそこに配慮をしていくのか、その辺をお伺いをしたいと思っております。

私たちこの地方の現状でいえば、中央では景気が回復しているというような話もありますが、正直収入は増えない中で、控除関係がなくなり所得だけが勝手に増えているというような状況ではないかと思っております。厳しいの一言であり、またここへきての原油価格の高騰、そういうものも家計に及ぼす影響は非常に大きいと思っております。この一般質問がエフエムゆきぐにで放送されておりますが、やはり市長の声できちんと市民に執行部側の考え方、配慮の仕方が伝わることを願っております。

2 下水道料金の値下げと透明性の確保に向けて

2番目ですが、下水道料金の値下げと透明性の確保に向けてということでお願いをしたいと思います。今現在の下水道使用料金、私のこのプリントではトップクラスと書いてありますが、正直いって安い方ではないと、高い方の部類だろうと思っております。上水道の料金と一緒に徴収されますので、家計での負担ということでは非常に大きいものがあると思っております。

上水道の料金の値下げが非常に議論されていますし、今回の質問の中にも何回かありました。家計としては、どこかで負担が軽減されていけば楽になるという部分ではないかと思っております。下水道料金も六日町浄化センターの維持管理負担金、これの暫定的な値上げによって、今現在の189円という単価が設定されてきたものと思っておりますが、赤字解消、そろそろ終わりではないかと思っております。この機会を捉え、やはり負担を軽減する意味で下水道料金の引き下げを願うものであります。

ただ、農集等の問題もあります。その辺の料金設定をこれからどのようにお考えになっていくのか、お伺いをしたいと思っております。またこの料金設定等についても、やはり市民

の皆さんが本当に妥当だと思えるようなそういう透明性の確保、このことについても必要ではないかと思っております。これはどんな事業についても同じことがいえるのだと思いますが、この辺の考え方もぜひ伺いをしたいと思っております。以上で壇上からの質問を終わらせていただきます。

市長 おはようございます。また今日から大変な雪になるようですけれども、いよいよ議会も最終日でありますどうぞよろしくお願いたします。

#### 1 国の税制改正や三位一体の改革の直接的な影響について

それでは、閣議員のご質問にお答え申し上げます。三位一体改革の直接的影響についてということであります。平成16年度から始まりました国の三位一体改革により削減された財源は、旧六日町で4億2,200万円、旧大和で2億8,000万円、旧塩沢町で3億4,000万円、合計10億4,200万円。この上に17年度で1市1町、今度は南魚沼市と塩沢町でありますけれども、1億2,200万円の削減でありまして、この2年度の合計では前々から申し上げましたように約12億円、正確にいきますと11億6,500万円。これが削減をされているわけでありまして、市の財政に多大な影響を与えているということでもあります。この改革は18年度で完成させるというふうに政府の方はいっておりますので、今のところ不明でありますけれども、18年度がまだあるわけでありまして、さらに削減が予定をされている。今の政府原案では地方交付税1兆8,000億円でしたか、また削減をするということでもありますので、この影響がまたどの辺まで出ますか。今のところつかめませんけれども、影響は出るものだというふうに思っております。

そういう状況で昨日一昨日も申し上げてまいりましたが、市の財政、これも破綻寸前というところでありまして、財政健全化計画を策定して、この基盤の立て直しをはかるというのがこの健全化計画の目的であります。

この計画は昨日も申し上げましたけれども、まず内部経費、この見直しを行う。その上で住民サービスの見直し、負担の見直しを行うこととしております。この具体的な部分になりますと、新年度予算編成の中で取捨選択をしていくということでもありますので、まだ終了しておりません。ですので具体的なことは申し上げられませんが、住民への負担やサービスの低下、これは極力抑えていきたいと、そういう考えで予算編成をさせていただきたいと思っておりますので、十分にご理解を皆さん方から得なければならないと思っております。今おっしゃっていただいたように、市民への影響は極力避けたいという思いでありますけれども、ちょっとまだ具体的なことは申し上げられないですみませんがよろしくお願いたします。

税制につきましては、16年度改正で個人住民税均等割りの税率の見直し、それと夫と同一市町村内に住所を有する妻に対する均等割り非課税の廃止、所得譲与税の創設、これがなされたわけであります。また17年度改正におきましても定率減税の引き下げ、65歳以上であって合計所得金額125万円以下のものに対する非課税処置の廃止、これがなされたところでもあります。けれどもこれはですね三位一体改革の削減額に見合ったものにはどうもな

っていないわけでありまして、やはりまだ影響が私どものところにも出てくるということでもあります。そういう状況の中で、先程も申し上げましたけれども、非常に厳しい財政運営でありますので、この財政健全化計画をきちんと実行していくと。18年度予算からそれを実行に移すということでもあります。どうかひとつご理解をいただきたいと思っております。

## 2 下水道料金の値下げと透明性の確保に向けて

下水道料金の値下げと透明性確保ということでもあります。ご承知のように今おっしゃっていただいたように、10トンあたりの基本料金1,890円、従量が189円ということでありまして、全国的全県的に一律ではありませんので、一般家庭20トン使用した徴収料の単純比較で行いますと、16年度末現在で県内58市町村中、上位から8番目とやはり高い位置にあります。これは汚水処理原価によって算出しておりますので、今はこういうところでもあります。

下水道料金の全国水準で申しますと、人口規模が小さいほどこれは相対的に高くなるという、これは避けられないことでありまして、その差額、これはご承知でしょうけれども一般会計の繰り出し基準に基づいて一般会計から補填をしている。今この一般会計からの繰り出しが、16年度決算におきましては原価が797円となっておりますので、20億4,700万円、これは塩沢を含んだものでありますけれども、一般会計から下水道会計に繰り入れているということでございます。

さてこの六日町浄化センターの維持管理費。これは平成12年度、この時に約53億円の赤字が、累積赤字があるということで、1トンあたり131円に当時値上げをしたわけであります。17年度末で赤字が解消されましたので、18年度からは料金を改正するというところで、正式の通知はまだまいっておりませんが、案によりまして1トン79円。案ではですね、まだはっきりわかっておりません。

この六日町浄化センターに流入する区域は、全市の全体の44.4パーセント、1万6139人、これは当然ですが旧塩沢町を含んでおります。そしてこの引き下げが出てくるわけですが、関係員もご承知だと思いますけれども、12年度に値上げをした際に、これは他の農集とかそういう部分も含めて一緒に値上げをした経緯がございます。ですのでこの浄化センターの部分下がったから、ではその皆さんだけ値下げをするということはちょっと公平性に欠けるということでもありますので、全体の料金をみながら下げられれば下げていくということではありますが、今現在、先程申し上げました一般会計から20億円以上の繰り入れをしているわけでもありますので、極力やはりこの額を減らしていきたいと、こういうふうを考えておりますので、今現在、料金改定は考えておりません。

ただこの財政健全化計画がきちんと実行されて、市の財政にある程度の見通しがついた時点では、これは考えなければならぬことだと思っておりますけれども、現時点ではちょっとこの20億円という繰り出しを極力減らす方向を考えなければならぬと思っております。ですので今現在での料金改定はちょっと考えておりませんので、ご承知をお願いしたいと思っております。

経営状況につきましては当然でありますけれども、広報誌等を通じて透明性はきちんと確保していきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

関 昭夫君 1 国の税制改正や三位一体の改革の直接的な影響について

再質問をさせていただきます。まず1番目のことですが、今までの3日間の中にも、いろいろな質問に対する答弁で出てまいった部分もあったと思っておりますが、確かに危機的な財政状況ということで健全化計画の案の説明も受けました。そういう中でもやはり個別の市民の負担分。特に税制改正に伴う、市長からも話もありましたように、定率減税の廃止とかいろいろな部分で、やはり収入は増えなくても所得が増えている形になるわけです。それに伴って各種、税あるいは使用料あるいは負担金等、当然その段階的な部分で負担が増えると。税金だけの負担増ではない。

保育所の料金などではそういうものも配慮して、という答弁を先にしておりますが、やはり市民にとっては、直接的に私たちの今普段払っているものがどういうふうになっていくのか、そこで市はどういう配慮をしてくれるのかという部分が一番関心事だろうと思っております。全体の中での話というのはわからないというのが実感ではないかと思えます。

このあと今度は所得税と地方税の、国税と地方税の割合が変わればまたそこで当然見直しが出てくるのだらうと思えますけれど、収入が増えない中で負担だけ増ではとてもやっていけないということにもなりかねないので、その辺に対する配慮をどういうふうを考えていく、という部分をご答弁いただきたいと思っております。

2 下水道料金の値下げと透明性の確保に向けて

それから下水道料金の方ですが、繰り出しが20億円あるというお話をお聞きしました。確かに工事をしているうちは、この20億円の中にも当然その分が入っているのだらうと私は思いますが、その工事や何かにかかっている部分を、今現在利用している人の負担で一部でも賄っていこうという考え方は果たしていいものかなと。今現在、なかなか繋ぎ込みが進まない、やはり料金が安いという部分も大きな要因ではないかと思っております。皆さんに利用してもらって経費を削減していくという、あるいは経営を改善していくという部分を捉えていただきたいと思っております。

浄化センターの赤字補填のために暫定的に上げたという部分で、その時に一緒に確かに農集の部分も上げています。それは十分承知していますし、値下げをすれば当然そこも見込んでということになるかと思えます。ただ、今の料金設定については農集、それから特環。当然分担金・負担金については下がります。それからこの旧3町でも下がったわけですので、その辺のばらつきは当然ある、不公平感は多少あるとしても、やはり一緒の中でやっていかなければならないのは当然だと思えます。ですが料金の部分として工事や何かの部分まで含めて考えるべきなのか、その辺をお聞かせいただきたいと思えます。またそういうものも透明性を上げていくためには、今の特別会計的なやり方が果たしていいのか。企業会計、公営企業会計等への取り組みをして、やはりもっと透明性をあげるという経営努力が出てくるようなところも必要なのではないかという気がしますが、その辺をご答弁いただければ

と思います。

市長 1 国の税制改正や三位一体の改革の直接的な影響について

再質問にお答えいたします。前段の部分であります、おっしゃったように所得は増えないけれども税金は増えるという、本当に大変なことであります。ですがこれは私どもが如何ともし難い部分でありますので、おっしゃっていただいたように、では市のできる範囲の中で何がやれるかということでもあります。そういうことでもありますので、市民の皆さん方へのサービスの低下、負担の増は極力避けたいという思いで今、財政健全化をやろうということでもあります。

ただ、個々になりますと若干そういう部分が出てくるやもしれませんが、これはまだ確定的ではありませんので、18年度予算でということでもあります、極力そういうことに努めて。まだ景気は、本当に回復した、した、という話は東京の方だけで、私どものところは本当にそういう実感は全くありませんので、市民の皆さん方からなんとでも気持ちを落とさないような、そういう方向をとにかく模索していきたいというふうに考えております。またご支援ご協力をお願いいたします。

2 下水道料金の値下げと透明性の確保に向けて

下水道であります、接続を本来もっともっていただければ、これはまた料金を下げる方向につながるわけです。けれどもどっちが先だかわからないという、高いから接続しないとかそういう部分もありますので、接続を、とにかく繋ぎ込みをお願いをするという努力は続けてまいります。

負担についてであります、ちょっと申し上げたと思いますが、下水道関係につきましては平準化をしていこうということで、いわゆる起債も今度は長期のものが起こされるようになったんですね、50年で。今までは大体25、30ということが、今度は50年の起債を起こせるようになりました。それは結局建設時に使うわけですので、昨日も申し上げましたけれども、子供や孫の代まで一緒になって負担だという、そういう方向に今進んでおりますので、そういうことから負担の平準化は進めていかなければならないと思っております。

企業会計。これはやはり今この下水道が、市内が全部完了する予定が平成25年であり、この建設が終わりましたらやはりこれは企業会計の方でやっていくのが妥当かなという、自分では気がしております。建設時はちょっとまだそういうことにはなりませんので、けれども、水道、病院、下水道、これはやはりそういう方向に持って行って、今おっしゃっていただいたように本当にいわゆる企業努力といいますか経営努力がきちんと出る、そういう会計にしていた方が、市民の皆さん方から見てもわかりやすいし、そうだと思いますので。そういう方向を私の頭の中では考えております。まだちょっと先であります、いずれはそういう思いでありますのでよろしくをお願いいたします。以上でございます。

関昭夫君 1 国の税制改正や三位一体の改革の直接的な影響について

市民への影響についてはしっかりとした対応をお願いしたいと思いますし、当然厳しい財政状況ですので、またそういうものがきちんと伝わるような工夫をしていただいて、やはり

負担をいただかなければいけない部分はきちんと負担をしてもらうということも必要だと思います。この中で直接的なことは違うかもしれませんが、やはりサービスに対する対価として負担をするというふうに考えれば、全員が受けるサービスと個々が受けるサービスには当然違いがあるわけですので、例えば安易な無料化とかそういうものは極力避けていく。やはり必要なサービスを提供する変わりにそれに対する負担はきちんとしてもらうということを、やはり財政再建の上では重要なことではないかと思っております。

## 2 下水道料金の値下げと透明性の確保に向けて

それから下水道料金。今25年完了後は、という市長の答弁でしたが、建設時は難しいというお話もありますけれど、できるだけ企業努力的というか一生懸命やっているところが市民にわかる体制を早く築いていただきたいと思っております。私自身は、これから来年度になれば連合が解体し、またそれも市の中に取り込まれるとするならば、やはり環境衛生センターの事業とかも、そういう部分に該当するのかなという気もしております。

やはり市民が負担をすることでの妥当性が感じられる、これはしょうがないんだなと、これはきちんと負担して守っていかねばいけない、というようなことがわかるような行政運営を心がけていただきたいと思っております。以上で質問を終わります。

市長 そのとおりでありますので、今おっしゃっていただいたことをきちんと念頭に置きながら、これからも行政運営していきたいと思っております。どうぞまたよろしくお願いたします。

議長 質問順位25番、議席番号13番・阿部久夫君。

阿部久夫君 おはようございます。通告にしたがいまして一般質問させていただきます、阿部でございます。こうして4日間、非常に長い一般質問でございますが、私の今回の質問にあたりましては、財政問題、農業問題、地域コミュニティということでもって3点を一応一般質問の題名に掲げてあります。そうした中でやはり今回の一般質問に対しては、大勢の議員の皆さんから財政問題、また農業問題について質問がなされております。

財政問題につきましては昨日、全員協議会で財政健全計画等の詳しいお話もありました。また農業問題に対しては私がこの質問をする前には、収入の生産配分率が非常に減らされたこと、そういっていましたがにもかかわらず21日の新聞には、各南魚沼市にも生産の配分率が変わってきて、この4日間非常に目まぐるしく変わっているなという感じがいたしました。そうした中で多少質問内容が若干変わってきておりますが、ご勘弁をお願いしたいと思っております。

### 1 財政問題について

それでは質問をさせていただきますが、財政問題でございます。私はこの財政問題に対しては11月9日に県が示しました経常収支比率ということでもって記載がありまして、それで思いついて財政問題については質問してみたいということでした。そうした中で県では90.1パーセントに達したと。経常支出は1パーセントだって県下におかれまして非常に厳しい財政になっているというふうなことが書かれておりました。そうした中でその要因

としてやはり地震や水害、また台風によって非常に支出がなされ、各市町村の財政の硬直化が進み、いっそう財行政改革は不可解になっていると、そういうようなことがここへおのつています。

そうした中で南魚沼市の経常支出比率も年々増えて、平成9年度から危険ライン80パーセントを超えて、今では昨年は93.6と、異常なほどに高い経常支出比率になっております。そうした93.6パーセントというこの高い経常比率に対して、市長はどのように今お考えになっているのか、再度お聞きいたします。

また次に起債比率ですが、これは市が財政運営をおこす上で自主的に地方債運営に制限を受ける数値と聞いています。この3年間の平均が13ポイント以上になっているということによって、そういうわけだから財政健全計画を立てられたものと思っております。この新聞を見ますとやはり市の中で村上市の14.4ポイントに次いで、新潟県下でも2番目に高い13.7ポイントという非常に高い数字になっています。そうした中のこの起債の比率に対して高い理由と今後の対策についてもお聞きいたします。

## 2 農業問題について

次に農業問題でございます。平成17年度の全国の作況指数は101であり、全国的にみれば大豊作でありました。南魚沼市におきましては作況指数は97と、豊作どころか凶作であり、また1等比率も旧塩沢が58.1パーセント、旧六日町におきましても64パーセント、旧大和町におきましても53パーセントで、平均が58.5パーセントという南魚沼市の米生産農家におきましては本当に最悪の年になってしまったと、そう思っています。

この要因としては気象的な要因がなされているというふうなことをいわれています。しかし今の段階でこの異常気象の中で、やはり私は気象ばかりではいってられないと思っております。そうした中で新潟県は1等比率が90パーセントを超えているところは、新潟、東蒲原、三島郡、古志郡、魚沼市、中頸城、東頸城、西頸城とあって、新潟県の半分以上が90パーセントの1等比率になっております。そうした中、隣の魚沼市におきましても91.8パーセントと非常に高品質を誇っているわけでございます。私たち南魚沼市は日本一といわれている産地だけに、今回の品質低下については非常に大きな打撃またはショックを受けていると、そういうふう感じております。

そうした中、今回の配分率が先日21日に発表されました。私は本来ならば当然やはりこの南魚沼市におきましては、段階的にいいますともう絶対的に米を作る段階に入っている中で、また厳しい、また売れない、また品質悪い中で、配分率が相当また上がるのではないかなと、そういうふうな懸念をしたのですが、そうした中1.1パーセントだと。それだけでもまだよかったのかなというふうな感じはしています。

しかし日本一美味しいこの南魚沼市にとっては、やはり一番の基幹産業は私は農業であり、また観光であると。農業と観光が一緒にならなければ、この南魚沼市の基幹産業はなかなか発展していかないとそういうふうには思っております。そうした中、今回は平成になってから、戦後の農地改正になってからは今回の品目的経営安定対策、こういった大きな改革が

今回18年度から行われるわけでございます。どうしてもこの南魚沼市としては、お客様に喜んでいただける美味しい品物を届けていく、そしてやはりこれからの米政策に対しては、なんとしてでもこの米の生産の拡大をはかっていくと、そういうことが今一番求められているわけでもございます。そうした米政策の中でどのような配分率が今出されておりますが、市長としてはこの配分率についてどのようにお考えになっているのか。また今後の対策についてはどのようなお考えなのかお聞きいたします。

また南魚沼市は農林振興計画があるわけでございますが、新市の誕生に伴って、農林業振興をどのように進めるか。今まで各旧行政単位でいろいろな農業政策をやってきたわけでございますが、やはり今回は旧塩沢、旧六日町、旧大和と一緒に新しい農林振興プランを立てて、そうして県内外に負けない施策を目指していかなければならないと、そういうふうに考えております。市長はこの農林業の振興プランに対してどのような設定を持っておられるのかお聞きいたします。

### 3 地域コミュニティについて

3点目として、地域コミュニティについてお聞きいたします。南魚沼市は合併して県下9番目の市として誕生いたしました。新市の規模の大きさと共に、市長が所信表明でも安心して暮らせる市民サービスを展開しなければならぬと言っておられます。そのためには日常の地域コミュニティのあり方が大変重要であると考えております。合併により南魚沼市の行政区も233あります。そうした各行政区にはそれぞれ組織や団体があり、地域的な課題やさまざまな行政問題に対しては、今までは町役場をとおしていろいろの話し合いが行われてきました。しかし合併になりますと私たちの地域でもそうですが、やはりそういった今後の対応としてどのようななるのかと。一般の市民の皆さんもまた心配なされております。そうしたことは市長も今回旧塩沢で行われました行政市長懇談会の中でも、多くのそういった質問があるということは市長自身一番ご存知だと思っております。今後、各行政区の組織や団体にどのように取り組むのかお聞きいたします。

次に地域レベルのサービスについてお聞きいたします。今回市長は防災施設に於かれましては、中越地震の経験により防災無線の設備をやり、安心して暮らせると、このことについて私も非常に高く評価したいと思っております。こうした災害はやはりいつ起きるかわからない、そういったところできちんとした対応をなされるということは、一番安心して暮らせる要因でもございます。

しかし、これからの高齢社会に向かっては、やはり日常的な生活圏、私たちの地域にもお年寄りたくさんおります。大勢いますけれども遠くに行く範囲というものは決まっていますよね。500メートルから1キロ範囲内の辺り。またお子様がいる方も、ばあちゃん方はよくみえていますけれどもやはりそういった範囲内で遠くは行けないと。やはり地域のその身近なところでいろいろ対応なされております。そうしたことを考えますと、この小さな組織の中でもきちんとした対応をしながら、安心して暮らせる地域づくりをしていかなければならないのではないかと考えております。

そうしたことを考えますと市全体に小さな組織を作り、それを基礎に市行政との共同による市民サービスを展開していかなければならないのではないかなとそう思っていますが、市長は地域レベルのサービスにあたっては、どのようにお考えなのかお伺いいたします。以上で壇上からの質問を終わらせていただきます。

市長 阿部議員の質問にお答えいたします。

#### 1 財政問題について

財政問題についてであります。ご指摘のこの経常収支比率、90.3ということでありまして、財政硬直化が顕著となってまいりました。これは人件費の高騰、起債償還金の増高、福祉関係の補助金縮減・廃止に伴う市の財源付け足し額の増大です。これはおわかりのとおりだと思います。国県は、当初はこういうことをやるから国も補助を出すし県も補助を出す。そして2～3年でそれはやめたところなるわけです。それで市はすぐやめられませんので、そこへ付け足しをしながら続けてきたという部分が本当にたくさんあるわけでありまして、こういうことの増大。それから先程出ました下水道会計を主とした特別会計への繰出金の増大。反面また交付税、地方税、この経常的な一般財源が伸び悩む、伸び悩むどころか交付税はどんどん減らされたということでありまして、ひるがえって、中には縮小したものもありまして、結果として現状の比率となって、本当に高い比率であります。この比率の数値から見ても、健全財政の範囲からはこれは大きく逸脱をしていると、こういうふうに見受け止めて、健全化計画の策定を図ったものでありますのでご理解いただきたいと思っております。

今後の財政健全化期間にどのような財政改革を進めるかということではあります。具体的には全員協議会で昨日お示ししたとおりでありますけれども、人件費を含めた内部経費のまず徹底した見直しを行う。そして給与につきましても、既に職員組合と一応協議に入っております。私どもの常勤特別職につきましても、率が低いぞというご指摘も昨日ありましたが、15パーセント、10パーセントで削減を行う。ということで今予定をしております。この削減、私どもの削減につきましては3月議会に条例改正を提案させていただくという予定であります。

また、住民サービス、住民負担、これも先程、副議長にお答えしたとおりでありまして、見直さなければならぬとは思っております。ただ具体的な部分がどこにどうなるのかというのはちょっとまだわかりませんが、影響はやはり極力小さく少なく抑えていきたい。住民の皆さん方からの理解をいただくように努めなければならないというふうを考えております。

起債制限比率でございますが、やはり13.7ということでも高くなりまして、広域連合を含めるとまたさらに高くなると。これはもう予想されておりますし現実であります。これは社会資本整備に多額の起債を活用してきた結果でありまして、ここに今度は先程申し上げました算出根拠となります交付税を減額される。そして標準財政規模が縮小されたわけですね。そうしますと数値が上昇する。ですから率は上がってしまったということでありまして。この対策も今ほど申し上げました財政健全化計画に基づいて、計画的な建設事業の執行に努めま

して、これからは借入額をやはり抑制していくという方向で対応していきたいというふうに考えております。

少子高齢化、観光客減少に対する今後の財政運営。これは今ほどちょっと触れましたけれども、財政健全化計画の中で何が何でもみんな削ると、すべて削るということではやはり明るい明日が見えないわけでありまして。種をまけるような、そして2～3年後には花が咲くぞとかですね、ここまでやっぱり市民の皆さん方から、やはり明るい兆しもあるということを実感していただけるような部分をきちんと出していきたい。

この中にはやはり子育て支援、教育支援、観光客の誘客増、産業支援、これらが含まれてくるものだと思っております。次代を担う子供たちの育成について、どれだけできるかはわかりませんが、できるだけ多くの種をまいて、将来に備えたいというふうに考えておるところであります。

ひとつだけですね、いつも塩沢の地域、市政懇談会でも申し上げてまいりましたが、その種をまく原資、これについて住民の皆さん方からやはり必要、私どもがこれはどうしてもここは負担増をお願いしなければならないという部分が出てくるやもわかりません。これについてはそういう場面が出てまいりましたら、当然ですけれども議会の皆様、そして市民の皆さん方にきちんとご説明申し上げて、理解をいただいた上でそういう手法を取っていききたいと思っております。よろしくまたお願い申し上げます。

## 2 農業問題について

農業問題であります。これは今年の1等米比率の大幅下落につきましては、やはり主たる要因は気象条件であります。主たる要因はそうではありますが、前にもちょっと触れましたように、収量増を追うあまり品質が低下しているという面も否めないということもご指摘いただいております。今後はそういうことも含めてJA等と協力しながら農家の皆さん方にそれらを訴えながら、品質を落とさないように上げるように、というそういう方向をきちんと打ち出していききたいと思っております。

昨日、一昨日になりますか、市町村に対して18年度の配分が行われたわけでありまして、おっしゃっていただいたように約300トン、58ヘクタール増、1.1パーセントであります。生産過剰分については未達成の市町村間で全部実施をしたということで、私どもの市には影響はなかったということでもあります。

この約60ヘクタール増につきましても、これはこの面積部分ではこういうふうに出ておりますが、今度は基準単収ですね。そういうものを若干また国の方から別の方法に変えろとか、いろいろちょっといわれている部分があるようであります。これをどの程度までどういわれているのかまだはっきりはしませんが、合併した市町村に対してということ、何かおっしゃっているようでありまして、具体的なことはまだ聞いておりません。あまりにも理不尽であればですね、これはやっぱり徹底的に抗議をし、そしてそういうことにならないように運動しなければならないと思っております。

60ヘクタール増という部分だけは一応出てまいりました。それでも今年17年は、配分

から約100ヘクタール、余計に作らせていただいたわけであります。地域間調整の中で、ですので例えばこれが60増えてもまだ40ヘクタール、今年作付けしたより少ないということでありますから。これから地域間調整、これはもう県外はなかなか無理でありますので、県内でまたいろいろ各市町村に呼びかけまして、地域間調整を今年が今度はどのくらいできるのか。これを強力にJAさんとまた連携しながら進めていきたいと。年明けから早速それぞれ思い当たる市町村に働きかけをしようということで、先般JAの営農部長とは話しておりますが。

そういう方法でそれこそ一粒でも多くですね、1平米でも多くコシヒカリを作付けしていきたいというふうに考えておりますので、またご支援をよろしくお願いいたします。

農林振興プランを策定し、ということであります。これは全くそのとおりでありまして、現在は旧六日町と大和町の合併時に、「南魚沼市農林業振興計画書」というのを策定しております。旧塩沢町との合併によりましてまたこの位置づけが変わってくる、また増えているわけですね、増大した。ですので平成19年から実施されるこの経営所得安定対策、これを踏まえまして農業、農村の活性化対策、生産目標数値、これらを具体的なものにするまた必要が出てきたということであります。JA、土改、それら関係団体と協議をしてこの策定をしてみたいと。農林振興プランをもう一度策定しなおすということでありますが、よろしくお願いいたします。

### 3 地域コミュニティについて

地域コミュニティについてであります。今後の各行政区への組織や団体への取り組みということでありまして、これは今までと変えるつもりもございませんし、より一層それぞれまた皆さんにお願いしなければならないことが増えてくるんだろうとっております。一番やはり地域防災、防犯、これらの上から見ましても、身近な生活の中で顔の見えるこの行政区という、これが果たす役割は本当に大きいものだと考えております。

合併をして大きくなりますとなおさらそういうことが重要でありまして、この合併を機に、今までの行政区長報酬から行政区への交付金制度に切り替えて、より柔軟に対応でき、活動できるように私どもは考えておりますので、行政区での活動が活発に行われてもらいたいし、活性化して安心安全なまちづくりが実現をしていくものだと思っております。

この地域的な課題、行政問題については先程申し上げました今までどおり、地元を中心にきちんとした話し合いを進めていきたい。各233という行政区でありますけれども、これは本当に丁寧に皆さん方と話し合いをしながら進めていきたい、というふうに考えております。

塩沢地域では旧中之島と旧石打が区長会といいますが、その地域の区長さん方が集まって、当時は町長、今はまた市になりましたので市長であります。との懇談を持つということで、先般、中之島、石打のその会合にも出席をしてみたい。ただそれを全部やるということになりますと、この市内では12ありますので、すべての会合に私が出席できるとは限りませんが、そういう中でもやはり懇談を重ねながら、行政区としての役割を果たし

ていただくことも含めて、とにかく顔の見えるという、そういう形にしていきたいと思っております。

地域レベルのサービスでありますけれども、市役所の顔といいますか、市役所が遠くなったということは否めない。そこで迅速的確に対応するために、今ご提案いただきました市全体に小さな組織をつくるという。この市全体に小さな組織をつくるというのは、各行政区がその核でありますけれども、今私が考えておりますことは、旧町村単位ですね。塩沢で申しますと上田、中之島、石打、塩沢といいますか、そういう部分がある程度活用できないかと。

それにつきましてもその組織をどう作り上げるのか。そして経費の問題も含めて検討しなければなりません。今後、本庁舎及び大和・塩沢庁舎、これを中心にした現在の体制に加えまして、本庁舎方式をとろうというつもりでありますので、各地域の今ほど申し上げました旧町村単位に拠点組織を設けていくにはどういう方法があるか。あるいはそれが財政的に許せるか。その部分も含めてちょっと検討していきたいと思っております。

今、旧六日町は城内・五十沢・大巻というところに地域開発センター、ここにいわゆる嘱託職員、それから郵便物の配達、これを置きまして相当の業務をこなしているわけでありませぬ。そこがその地域の拠点となっているわけでありませぬので、そういう方法をとるにどうということが考えられるか。あるいはもう少し広げてどうだかと。とにかく旧町村ぐらいが1番やはり皆さん方が行政に参加しやすい雰囲気になると。そういう思いでありますので何とかそういう方法ができないのか、ちょっと検討させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。以上であります。

#### 阿部久夫君 1 財政問題について

大変ありがとうございました。財政問題でございますが、やはり一番厳しい、昨日もそういったお話はいただきました。しかしやはり私たちの住んでいるこの山間部におきましても非常に生活、心配なされております。しかし市長はこういったことに対して非常に幅広く市民にできるだけサービスを落とさない、そうやっていくということをいつも言っておられますので、私も安心しておりますが。どうかできるだけサービスを落とさないようにひとつご努力をしていただきたいと、そういうふうをお願いするところでございます。

#### 2 農業問題について

財政問題はかなりやりましたのでよろしいですが、農業問題をちょっとお聞きいたします。農業問題は非常に。確かに全国、また県下におかれましても、この南魚沼市に負けられないような米作りをいたるところでやっております。私も12月2日に県の振興局で行われました普及所の、全部15の振興局の人が集まって農業体験の発表の場に参加させていただきました。15のうちほとんどの方が、環境に適した米作りということでもって発表をなされておりました。そうしてみるとやはり他所の地域も非常に、環境に適したやさしい米作り、また高品質については非常に研究し、また努力なされているというふうに私はつくづく感じてきました。

そうした中で今回はこうした質問をするわけでございますけれども、やはり当南魚沼市に

おきまして有機センターという立派なものがこの12月に完成するわけでございます。私はやはりこういった有機センターを有効に、また一般の農家の皆さん方が安心して使われると。そうしていかないとなかなか環境に適した農業ができないと思っています。そうした中で私もちょっと聞いてみますと、なかなか品物が無い、量がなくてなかなか配付できないというような、そういった意見もあります。せっかくこれからの新しい農業作りの中では、ものがないではちょっと心配だと。そういったことに対しても積極的に行政の方も取り組み、そして高品質な米作りを目指していかなければならないのではないかなと、そういうふうには思っております。

これからは、ただただ担い手また集落農業ということを行っていますけども、やはりそれも私は限界があると思うんです。それぞれ今までやってきている中で、まだまだ時間をかけてこの米作りをやっていくためには、今やっている方の現状維持の中でよい米作りを伸ばしてやらなければ、まだまだちょっと時間がかかるのではないかなと思っています。

こういったひとつの環境に適した米作りを少しでも目指していくためには、農家の皆さん方から理解していただいて、そうして幅広い中で農業政策に向かっていただきたいと、そういうふうに思っています。昨日一昨日ですか、JAのみなみと塩沢の懇談会もありました。やはりその中でも我々JAだけでは対応できないんだと。やはり行政と一体になってやっていかないと、なかなかこの南魚沼市の米作りは非常に厳しい状況になっているというようなことを聞かされました。私もそのとおりだと思っています。

そうした中でこれから市長も先頭になって農家の皆さんの前に出て、また新しい政策に対するの説明なり、今後の南魚沼市の農業政策について取り組んでいただきたいと、そう思いますが、再度お聞きいたします。

### 3 地域コミュニティについて

最後に、地域コミュニティでございます。本当に今回、市長も塩沢の14会場で、やはり地域のことをよく知るためにこういった会を開いて、そして多くの皆さん方からきていただきたいということを常々いっておられました。私もそれなりの会場には出席し、皆さん方の意見を聞いてきました。やはり出た方は、特に上田の方でございますが、市長からきてもらって、で非常にありがたいと、そう言うておられる方が相当大勢いました。これからも一緒になってまた懇談会をしていただきたいと。そして気楽にお話できるような地域づくりをしていただきたいという、そういう要望があります。今後そういったことに対して積極的に、大変だと思いますが、市政懇談会等をまた開いていただきまして、そして市民の皆さんの期待にこたえていただきたいというふうに思っていますが、その点について再度またお聞きいたします。以上です。

### 市長 2 農業問題について

農業問題についてであります。これはもう環境に適した本当に環境に配慮をした安心で安全な食づくりですね。これは避けられないといいますが、そこに的を絞っていかなければならないと思いますけれども、品質の向上も含めてであります。有機センター、品物が足らな

いなんていうことはあるんですか・・・(「まだ保管庫ができていなくて」の声あり) まだごく完成していなくてだそうではありますが、おっしゃっていただいたように12月に大体全部完成しておりますので、今度は足りないということにはならないと思いますが、若干運送、運搬、それから散布といいますか、そのことに若干まだ問題点があるかもわかりません。

しかしながら量的には相当の量を生産できるようになっておりますので、今おっしゃっていただいた欲しいけれども足りないなんてことのないようにだけは努めますので、またよろしくお願いたします。

### 3 地域コミュニティについて

後段の方でありますけれども、懇談会。これは毎年やらせていただきます。ただ今年、大和で20カ所でしたか、旧六日町で8、塩沢で14ということではありますが、そういうある程度細分化してやれる時と、旧町村単位ぐらいにやれる時と。毎年どうもあれだけ細分化されますと、ちょっと私が出られないということが相当出ますので、交互になるとは思いますけれども、この懇談会は続けるつもりでおりますので、またその節はひとつよろしくご協力をお願いいたしますが、以上であります。

議長 質問順位26番、議席番号16番・南雲淳一郎君。

南雲淳一郎君 農政改革について

それでは通告にしたがいまして、農政改革について質問をいたします。なお農業問題のこれに関する質問は今ほどもございましたように、本議会では4名の同僚議員から質問されています。私のこれからの質問でも重複する部分がございますので、その項目についての答弁を求めるものではありません。

さて、経営所得安定対策大綱が10月27日に政府与党から発表になりました。中でも19年度から導入される、品目横断的経営安定対策は、すべての農家を対象にしてきた品目ごとの価格政策から担い手の経営に着目した所得政策にかわる戦後最大の農政改革といわれています。

南魚沼市においても農業、特に稲作はこの地域の基幹産業であることから、この改革の影響は大きなものがあります。また我々農家は十分な情報がない中で、大変大きな不安を抱えています。まずこの政策の評価であります。南魚沼市の農業の現状は、ひとつとして、日本一の良質米産地であります。小規模そして自己完結型の作業体系であり、結果として高コスト体質の経営が行われています。

また農家の高齢化は年々進行し、大変深刻な状況であります。具体的には、JA魚沼みなみ管内でありますけれども、65歳未満の専従者がいる農家は10.5パーセントであります。ちなみに県下平均は20.5パーセントであります。

2つ目として、消費者はより安全安心、そして安価な商品を求めています。

さらに3つ目として、国際的にはWTO、あるいはFTA交渉などにみられるごとく、農産物の自由化の波が年々高まってきています。これらのことから私はこの政策の方向性は認めつつも、実施にあたっては急激な変化がないよう配慮すべきであるというふうに考えます。

市長はこの政策をどのように評価するか、まずお伺いをいたします。

次に担い手の育成についてであります。今ほど申し上げましたように今後は、品目ごとの価格政策から担い手に着目した所得政策に変わるといわれています。担い手の規模要件として4町歩以上の認定農家、そして20町歩以上の集落営農組織であり、それぞれ地域の実情に配慮した特認要件が設定されているところであります。市長はかねてより特認要件の緩和を強く主張してきたところでありますが、現在発表になっている特認要件をどう評価をいたしますか。またこの要件を含めてこの制度に該当する市内の農家数、あるいは集積面積などをお示しく下さい。

集落営農であります。地域を維持し、小規模農家の所得をしっかりと保障するという観点からは評価はできると思います。市長は各地域に組織化を計画していると聞いております。しかしこの点に力点をおき組織化を急ぐならば、私は経営が大変不安定な組織が誕生するものと危惧しております。すなわち、経営者不在のまま地域の農業を皆で守るということのみであれば、経営責任などが曖昧となり、組織の破綻の可能性がきわめて高くなると思います。集落営農を組織するのであれば、将来的にその組織の経営をどのように発展させていくのかを、あわせて考えていくべきであると考えます。市長の所見をお伺いいたします。

次に今後の減反、そして自由化交渉、そして需要動向についてであります。今後ともこの地域で稲作を継続していく時、いいかえますと、本気でこの政策に取り組もうとした時、最大の関心事は、今ほど申し上げましたように減反政策がどうなるのか、あるいは自由化交渉の行方がどうなるのか、そして米の消費動向等の国の施策等であります。そしてこれらの方向性がはっきりと見えてこないということが、私ども農家の大きな悩みであり、今一歩積極的にこの安定対策大綱にのりきれ得ないという原因であると考えます。

減反政策であります。19年度からは国の関与がなくなり、生産者及び生産者団体が主体的に取り組むといわれています。そんな中、本議会初日の市長の所信表明にもありました。今ほどもご議論がございましたけれども、農水省は11月25日に18年産米の都道府県別生産目標数量を提示したところであります。新潟県の配分は今年の生産調整未達成を根拠に今年より3,550トン、0.6パーセント減となったところであります。このことは米改革にあわせて、売れる米作りを目標にして取り組んできた私ども本県にとっては大変厳しい結果であり、私は19年度以降の減反がますます不透明となり、大変不安であります。市長にお聞きいたしますが、19年度以降の減反政策の大枠の見通しをお示しく下さい。

2番目に、農業分野の関税交渉についてであります。国際的な大変複雑な交渉であります。特に12月に香港で行われましたWTO閣僚会議の結果次第では、この制度の前提を大きく揺るがしかねないものであり、交渉の行方を注視しなければならないと新聞報道でなされたところであります。私は農産物の貿易の関税率はそれぞれの国の国土、あるいは生産条件によって決まるものであり、これらを見無視した全関税を一定水準に下げる上限関税の考え方は受け入れられないものと考えています。市長は国内的には自由化、そして国際的な自由化には疑義があると発言されています。この見解に今でも変化はありませんか。

最後に、米の需要動向についてであります。残念ながら減少傾向が見込まれています。したがって一般的なコシヒカリの栽培のみならず、今ほどもお話がございましたが、減農薬、有機栽培などの環境保全型の栽培、さらにはコシイブキ、酒米、もち米等のコシヒカリ以外の多品種の栽培等に、一層積極的にこの地域でも取り組まなければならない、というふうにご考えているところであります。以上、最近の農政に関する項目について、市長の見解を伺うものであります。終わります。

議 長 休憩といたします。休憩後の再開は11時とします。

(午前10時44分)

議 長 休憩を閉じて本会議を再開いたします。

(午前11時00分)

市 長 農政改革について

南雲議員の質問にお答えをいたします。改革大綱の評価ということでありまして、これは担い手を対象とする品目横断的経営安定対策に集落営農組織が認められたということ。それから中山間地域の面積要件が大幅に緩和されて取り組みやすくは一応なったということで、その点での評価はしております。けれども全般的にみまして、我が県、あるいは我が地域の実情にあった部分ではないということも強く感じております。それと取り組み困難な作物が非常に多く入っているということも含めると、評価はできない部分かなというふうに思っております。

担い手の育成についてであります。特認要件につきましては先程述べましたように、この対策に集落営農組織が認められたことと、中山間地の面積要件が大幅に緩和されたことは評価しているわけでありまして、10月末現在、市内において認定農業者、これは個別経営組織体を含めて341、生産組織は64ございます。市の目標とする認定農業者数及び集積目標数値、これにつきましては塩沢との合併に伴いまして現在見直しを行っているところであります。いずれにせよ今、国の要件を満たす農家は125程度ですので、大体この125戸の平均的な部分が6ヘクタール前後か、というふうに認識をしておりますので、約750ヘクタール程度の面積かということでありまして。

集落営農部分についてはちょっとまだ把握ができておりません。先程というか峠議員の質問にもお答えしてありますように、JA魚沼みなみ、担い手の育成確保をはかるために11月14日から集落座談会を実施して説明会を行っておりますけれども、全体的に集落営農の必要性、あるいは認識はちょっと薄かったのではないかとというふうにJAさんからは伺っているところであります。市といたしましてはまず、経営耕地面積が4ヘクタールに満たない認定農業者、これが大体216あるわけでありまして、この底上げをまずはかりたい。そしてより多くの認定農業者が対象になるように取り組んでいきたいということでありまして。この特定団体、集落営農組織、これに関しましては、やはりJAさんを含めた関係団体と連絡を密にしながら、とにかく話し合いの場を広げて制度の周知、必要性について訴えていって、持続可能な組織作りを行っていかなければならないということであり、問題点はいっば

いあります、確かに。問題点ありますが、それに取り組んでいかなければならないということですので、ここは決意だけという部分であります。

19年以降の減反が不透明となりましたその見通しは、ということであります。国は、ご承知でありましょうけれども、平成16年から実施した「新たな米政策改革」これでは販売実績に見合う米作りを掲げて平成22年までに農業者が主体的に実施する減反政策を示してきたところでありまして、18年産米の生産数量、この配分に際して政策の大転換を行いまして、生産調整への取り組みが不十分なことによる生産過剰を減額して配分してきたと、これは今のとおりであります。19年以降につきましては、なかなかこの詳細が示しておりませんが、私の感じるところでありますが、官から民、これに生産調整が移行されて自主的に実施することとこれはなりますので、命令的な配分方法は変わると思っておりますけれども、どういう形になるかちょっとまだつかめ得ないというのが実情であります。

2番目の、国内的には自由化、国際的な自由化には反対という、これでありまして、これはそのとおりでありまして、WTOあるいはFTA、この結果いかんでは品目横断的経営、この対策が崩壊するおそれもあるわけでありまして。特に米につきましては、おっしゃっていただいた上限関税率がアメリカの要求する75パーセント、これになった場合は輸入米の価格低下によりまして私ども生産農家は大きな打撃を受けるわけでありまして、この日本農業が崩壊をするのではないかと、専門家はそういう警鐘をならしているところでもあります。

そういう意味も含めまして、この国際的な自由化、これについては特に食はその国の基本でありますので、こういうことについてはやはり反対をしていかなければならない。声を大きく反対ということで、それこそ今、新潟県選出の国会議員の皆さん方にもそのことは特に強くお願い申し上げているところであります。

多様な品種に取り組むべきということでもあります。これは本当にそういうことでありまして、コシヒカリ中心、このことは変わらないわけでありまして、少子高齢化や多様な食べ物、食への移行、これによりまして主食としての米の消費は減少していることはもう現実でありまして、このコシヒカリだけではやっぱり限界があるのかもわかりません。そういうことで今後は、地域食品産業の要望する品種の栽培、あるいは消費者ニーズに応えられる米栽培の拡大に積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、またご指導をよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

南雲淳一郎君 農政改革について

1点再質問をさせていただきます。今ほどの答弁の中で19年度以降の生産調整の仕組み、見通し等がなかなか立たないというようなお話がございました。20日の日に私ども産建の委員は、先程もお話ございましたけれども、市内2つのJAの幹部の皆さんと農政懇談会をしたところであります。この場面で私は今ほどの19年度以降の生産調整の見通しはいかがですか、というようなお話をさせてもらったところであります。専務さんのお話が代表されるところでありますけれども、はっきりいってやっぱりわからない、という部分でありました。ただし農水省の方向としては、何らかの行政の関与はあるであろうというような見通

しを述べておられました。いずれにいたしましても、不透明な部分であります。

先程も壇上で私は申し上げましたけれども、このようないわゆる究極的には米価がどうなるかという部分でありますので、その米価を構成する大きな要因の生産調整がどうなるかという部分が不透明な中で、私ども農家が積極的にこの経営安定対策大綱になかなかのりきれないというふうに私は考えております。

もちろん市長が努力しております条件緩和、これもやっぱりハードルを低くする、この努力も大変大事であります。しかしながら市長、やっぱり日本の米、主食は自国で守る。自給率の向上、あるいは農産物の適地適作、これが基本であると思っております。そしてまた食料の自由化はきちんと守るんだと。自由化はきちんと阻止するんだと、この姿勢は国、あるいは行政の市のトップがきちんとした姿勢を示すことが、先程も申し上げました条件整備をすることと共に、私ども農家にひとつの安心感を与えると私は思っております。ぜひひとつ市長、基本的には適地適作、あるいは自由化阻止、そしてまた自給率の向上とは、基本的には考え方は同じなわけでありますので、これらはきちっと守るんだというご決意を伺って質問を終わらせていただきます。

市 長 農政改革について

再質問にお答えいたします。19年度以降、生産者主体の方向に移るわけですが、行政の関与といいますか、関与という言葉ではなくて行政も一緒になってやっていかなければならないと。これは全くもうそうだから私たちは手を引きますよということにはなり得ない。市としてもきちんとそれこそ関与しながら、お互いに手を取り合っていきたいというふうに考えてはおります。

自給率向上、適地適産。これはもう全くそのとおりでありまして、機会あるごとに訴えていきますし、市民の皆さん方にもまたそういう面では後押しもお願いしたいと思っておりますし、議会の皆さん方からも力強いまたそういう面でのご支援いただきたい。本当にこれが崩れますと、私はいつも申し上げておりますが、いろいろいっても我が南魚沼市の基幹産業は農業であり米でありますので。これが崩壊するようなことだけは絶対避けなければならないと、そういう強い気持ちで臨んでまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 次に19日に予定していた質問順位1番、議席番号9番・遠山 力君の一般質問を保留しておりましたので、ここで発言を許します。

遠山 力君 最初に私のこの度の一身上の事件について議長をはじめ、議員の皆様方、執行部の皆様方に大変ご迷惑をおかけいたしましたこととお詫びいたします。にもかかわらず、寛大な処置をおとりいただきましたことに厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

愛される市役所について

それでは通告により一般質問を行います。私は何十年も前からの4町合併論者であります。この度、3つの町が合併したことを非常に喜んでおります。ではありますが、合併は決してゴールではありません。スタートであります。これからどういう市をつくっていくかであり

ます。選挙の時私は、市民の皆様が好きになるような市を、市役所と議員と一緒に頑張ってつくりたいと。そして市民の皆様も市のことを少しは好きになってください、好きになるように努力してください、というようなお話をしてまいりました。そういうふうになったまちこそ、全国に幾万とあるこのようなまちの、どんぐりの背比べから抜け出して、元気のよい、人の集う、心も経済も豊かな町になるのではないのでしょうか、と訴えてまいりました。

一口に好きになってくれといってもいろいろな分野があります。それでつい焦点がぼけてしまいます。今日はそのひとつとして、市役所について質問したいと思います。市役所について満足して帰ってこられた場合、市民の皆様は多分、よかったなと思います。南魚沼市を好きになるでしょう。そのひとつだと思います。

昨年の合併してから最初の議会で私は市役所のことを質問しました。その時、市長おっしゃるには、合併してから遠くの方の庁舎に行かなければ用が足りないなんていうことは絶対におきない、ということでしたけれども、この1年間動いてみて遠くの方の庁舎に行かなければならないことは確かにありました。私も経験しましたし、市民の複数の皆様から、どうということだ、ということはお聞きいたしました。しかしこれについての市長の答弁を求めるものではありません。今はまた3つになったわけなんですけれど、分庁方式でやっていく上にはこれはある意味ではやむを得ない、おきうることもかもしれません。

しかしそれが真にやむを得ないものであるかどうか。例えば、5分待ってくればファックスで取り寄せるからとか、あるいは電話で問い合わせる。電話で決裁をもらえないとか、あるいはもし余裕があれば今日の常便で向こうから持ってくるから、明日もう1回来てもらえないとか。そういうことを懇切丁寧に説明すれば、市民の皆さんはわかってくれて、ちょっと不便になったけれども、でも対応がよくてきちんと説明してくれたから気持ちよかったですといってお帰りになるかもしれません。

職員の勤労意欲は仕事をしたという達成感と、それからそれに見合う対価といえますか給料の嵩。それから来客などと心が通ったという満足感、それから自分はきちんと見守ってもらっているという安心感などによるところが多いと思います。職員がいかにもいい仕事をするか、そのために職務研修はどのように行っているか伺います。異動時の研修、昇格時の研修、それから職場におけるOJT研修などについて、どのようにしているかをお伺いいたします。

また健康であればこそいい仕事ができます。職員の健康、身体、心の健康についてつかんでいることとは思いますが、今現在病んでいる方はどのぐらいいるのか伺います。そして定期健康診断以外にどのようなことを職員の健康のためになさっているかお伺いいたします。

給与面においては厳しい風が吹きはじめた今、職員に意欲を持って仕事をしてもらうためにどのようなことをしていますか。またする予定がありますかお伺いいたします。

次に接遇であります。その昔、窓口対応についてマスコミをにぎわしたことがありました。その時厳しい評価を受けた上位にランクされたのは、官庁関係だったように覚えています。その中でいくつかの官庁については、今行ってみますと劇的に変化しているところはあ

ります。にこにこ顔でお迎えするようなところも今はあります。そしてもう少し努力できないかなと思うのが、市役所みたいな気が私はいたします。市役所にきた市民は、その場で小言をいったり、それから目安箱に投書したりはできません。うちに帰ってから井戸端でくどいたり、居酒屋でくどいたりしているわけで、それが結果的には市役所のイメージダウンになってしまうおそれがあります。

合併によって職員の方の異動がいっぱいありました。新しい職場に戸惑う方もおいででしょう。それと同じように市民の方も市役所に来た時、まるっきり知らない顔がいたりしますと怖気づいたりするおそれがあります。市役所の方でどのようにしたら顧客満足度を上げられるかということの研究し、実行しなければならないと私は考えております。といっても遠山様なんていって様をつけるということではありません。心でもって接遇する、ということでもあります。合併を機会として、市役所の接遇はどうあるべきか、それをどのように徹底するかお伺いいたします。

次に塩沢庁舎のことです。かつては人口2万1,000の町を束ねた塩沢庁舎。230人の職員がいました。今は名簿によって調べますと100人足らずの人が虫食い状態で、あの3棟ある庁舎を使っております。誠に私は勿体ないと思います。財政厳しい折、それを2つにまとめて、例えば議場棟は全部あけて、あとの2つで市役所業務をする。そうすれば議場棟を、昨日もお話ありましたが、民間の方に貸せるかもしれませんし、借り手がないとしても電気代とか燃料代ぐらいは浮くわけですので、これは大きいと思います。

大和庁舎についても同じなんですが、塩沢庁舎については、うまい具合に3棟に分かれております。どこの棟でいってもトイレはある玄関はある、自立した事務所として使えるわけですので、そこら辺はぜひお考えいただきたいと思います。

次に新庁舎増築の話なんですが、私はここに増築するという市長のお考えに全面的に賛成であります。ただひとつ心配なのは、今でも駐車場が足りない状態です。昨日なんか混んでいて置く場所がなかったのですけれども、これから本庁舎方式になれば職員の方も、ものすごく激増します。それから用事においてになるお客様、来訪者の方も非常に大勢になります。そうしますと恒常的に駐車場が不足してしまうのではないかと心配しております。この点、どういうふうにお考えでしょうか。以上、質問終わります。

市 長 愛される市役所について

遠山議員の質問にお答えいたします。愛される市役所についてというこれは全く同感でありまして、そうならなければならないという強い思いでございます。昨年11月の2町合併の時点から私もことあるごとに、とにかく言葉は違いますが親しまれる市役所、愛される市役所、これを目指す旨、職員に呼びかけてまいりました。職員に呼びかけている言葉、塩沢町との合併後にも申し上げましたけれども、これは全部インターネットですぐひいて出してくれということをお願い申し上げましたが、例の二本松市の戒石銘「爾俸爾禄・・・」の言葉であります。やっぱり私たちの給与は、全部市民の皆さん方の汗と脂の結晶と。これを忘れて市民を欺いたり虐げたりすれば必ず天罰があたるという、その当時のことですね。そ

のくらいのやはり気持ちをもってやってくれということで、職員全員がそれを見てくれたとは思っておりますが、まだ確認しておりません。いずれ確認はしますからという話は申し上げているんですけども。

そういうことでありまして、ただ職員にとりましては去年の震災、それから合併、そしてまた合併と、従来にない業務量。こういうことが本当に度重なりまして、今までには当然ですけども経験したことのない未曾有の業務量、それから重圧もあったと思われまます。そういう中で、ことさら大きな問題もなくこうして行政運営できた。これは職員に対しては感謝を申し上げているところでありますし、よくやっていただいたということは評価をしているところであります。

今これだけ業務量が増加をしているわけでありまますけれども、それに反しまして職員の待遇、これに関しましては給与は近年ずっと減額傾向を繰り返しておりますし、さらにまたここで独自の給与の減額、これを打ち出してあります。ですので職員のこの一般的にいわれるモチベーションといいますが、やる気、これをさあもっと出せという部分は非常に厳しいものがあります。厳しいものがありますけれども、職員はやはり公務員、公僕であります。ここを自覚してそしてやっぱり誇りも持っていただきたい。未来永劫にこういう状態が続くということではありまませんで、一応3年間、あるいは5年間という期限を設けて我慢をして欲しいということをお願いしております。

1年でも早くこの状態を脱したい、そう思っておりますので近い将来には必ず、明るいこともある、いいこともある、そういう思いをもっていただいて、職員から理解も願わなければなりませんし頑張ってもいただきたいと思っております。必ず我が市の職員は、そのことにこたえてくれるものだというふうに私は確信をいたしております。

健康面であります。健康面につきましても私は月1回の朝礼、その際に職員の皆さんにはとにかく健康に、ここが一番大事だと。仕事ができるのも健康、何ができるのもとにかく健康がもとだということで、このことは強く呼びかけております。お酒なんかいくら飲んでもらってもいいですね、景気浮揚のために遊んでもらってもいいわけですが、健康を害すほどのことはしないでくれと、これだけは申し上げます。

それで現在職員の中で、長期休暇といいますが、これが2名であります。それから療養休暇、これは産前療養も含みますけれども32名ございます。やはり精神的に非常にきつい状態になっていらっしゃる方もありまして、肉体的にという方はそうないんです。やはり精神面の方が非常に多くなってきている。これは事実でありますので、その辺の対策を今後どうしていくのか、またきちんと考えなければならないと思っております。

研修、これはあとの待遇とも関連をいたしますけれども、研修は初級研修、いわゆる採用されて1年以内ぐらいでしょうか。これに初級職、そして中級、あるいは係長クラス、そして幹部クラス、こういう段階でそれぞれ研修は行っているわけでありまます。ひとつにやはり、いわゆる公務員としての研修なんです。私も一度その研修の講師に出て来いなんていわれまして行ったときに、ちょっと申し上げてきたんですけども、法律。やっぱり公務員ですか

ら法律をきちんと覚えてもらわなければならない、これはわかります。そういうことが主の研修というのはわりあいとあります。この待遇とか、そういう部分が非常に少ないなという感じはしておりました。

でも毎年、待遇研修には職員を出席をさせておりますけれども、なかなか徹底しない部分があります。一部に今ほど議員おっしゃったように、電話で例えば本庁に問い合わせればすむこと、あるいは分庁舎に問い合わせればすむこと、それらをしないでそっちへ行けあっちへ行けとか。笑顔での対応がなくてつつけんどんな言葉でものをいったとか、あとは絶ちませんが、その都度とにかくきちんと注意をしているわけでありまして。幹部の、課長職の皆さん方にも、自分の課内のことはきちんと自分で把握してそれをきちんとやらなければだめだということだけは申し上げてあります。なかなか100パーセント徹底はいたしませんけれども、そういうつもりでまた一生懸命、職員にも働きかけてまいりますし、また職員からも当然のことですけれどもそのことはきちんと理解してもらおうように努めてまいりますので、よろしく願い申し上げます。

塩沢庁舎の有効活用、利用ということでありまして。合併前の塩沢の職員、234名でありました。そのうち128名が塩沢庁舎で勤務をしていたということ。234名というのは保育士さん全部含みますから。合併後は今、約90名でありまして、2階及び3階の部屋に余裕が出ております。それから会議室・・・2階3階の余裕の出た部屋は会議室や倉庫に利用していると、今のところですね。議場につきましては農業委員会が使用。そして旧町長室、助役室は応接室あるいは相談室に使用しております。

今この部分では有効利用をはかるほどの余裕はありませんけれども、今までも申し上げてまいりました本庁舎方式に切り替えた時に、これは大和庁舎、塩沢庁舎とも当然でありますけれども、有効利用をはかっていきたい。市の関係する団体の入居、あるいは民間企業への貸し付け、これらも含めて検討していきたいというふうに考えておりますので、また何か情報ありましたらお知らせいただければと思っております。

駐車場の問題であります。これは本当に大変いつもいつも皆さん方にご迷惑かけておるわけですが、今の予定では北側のJAさんの用地を何とか確保したい。そして庁舎を増築する場合は2階建てであります。ですので1階部分は駐車場に活用して、そうしますと約3,000平米近い新たな駐車場がとれるわけであります。なお不足となれば現在の駐車場の立体化も考えていかなければならない。そういう思いであります。なかなかこの周辺でもっと面積を広げてということには状況的にはなりませんので、土地を買収するよりは立体化した方がある意味では安上がりだろうということも考えております。

また保健センターの部分についても本来の姿はあそこがいいのか、あるいはあれがまだ必要なのか。これらも含めて新しい庁舎の建設検討委員会の皆さん方のご意見を伺いながら対応してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いを申し上げます。以上であります。

遠山 力君 愛される市役所について

それでは今のお答えで大変よかったです、意欲向上策ということで昨日市長がメール

ですか、職員から募集しているというお話を伺いまして、その時思ったんです。確かにそういうものはいいですけれど、ちょっと受身かなと思ひまして。例えばコンペみたいな、今話が出ました塩沢庁舎を有効に使うにはどうしたらいいとか、そういう命題を与えて、その答えをもらう。接遇にはどういうのがいいとか、そういう命題を与えてもらうという方式にしたら、昨日は1件というお話だったんですけども、もっとこうどんどん意見があがってくるのではないかなという気がしたんです。そこら辺のお考えを伺います。

それから市長のお考え、市長の意向は非常にいいんですけど、課長から課員のところに果たしてどのぐらいきちんと伝わっているかということになりますと、市長の朝礼は月1回です。課の方では多分朝礼というのはしていないと思うんですが、毎朝、課の朝礼をしたらどうかというのを提案するわけなんです。民間などでは必ず、必ずではないんですが、しているところでは朝礼をしまして、今日の目標とかあるいは反省とかこういうのをしようとかやって、そこで持って今度は、先程の話ではモチベーションをぐっと上げてから仕事に入るということをやっているところもあるみたいですので、そういうのはいかがかなと思いますが、いかがでしょうか。

それから、接遇に関してなんですが、ただ気をつける、気をつけるといってもなかなか難しいので、行動目標みたいなものを決めて、例えば3Mといいますけども、待たせない、まわさない、見送り。待たせないというのはお客様が部屋に入ってカウンターのところに来た時、だいたい2秒3秒待たせるとイライラしてきます。ですので2秒のところでもって声をかけるか、とんでいくかする。まわさないというのはワンストップサービスですので進んでいると思います。それから見送りといいますのは、お帰りになる時、ねぎらいの言葉をかけて気持ちよく帰っていただく。ですからお迎えするときから仕事をして、お帰りになるまでを行動目標として、こんな赤ん坊のようなことをいって申しわけないんですけども・・・(「玄関まで送れと」の声あり)玄関まで送れなんていうのは、ちょっとそれはしないでいいと思いますが、そこら辺についてお考えを伺いたいと思っております。これはひとつの例ですので、そういうものを参考にして顧客満足度を。今でも悪いとかそういうのではなくて、市役所の方、一生懸命やっというらっしゃると思いますし、それ相応の評価はしておりますけれども、より一層よくなるために、あえてどうなのかなと思ってお伺いいたします。以上です。

#### 市長 愛される市役所について

再質問にお答えいたします。メール活用にもうひと工夫ということでもあります。考えてみたいと思っております。具体的な部分を。ただ合わせますと921名という職員数でありますので、これに例えば具体的な問題を与えて皆こたえろといった場合、921もメールを読まなければならないかということになりますが、それはそれといたしまして、もっともっと有効的な部分を考えてみたいと思っております。

課長から課員へ、これは毎朝、課長を集めて朝礼的な朝のあいさつ、そして報告事項等。そのほかに今2週に1回ですか、課長会議をしております。そして課長は各課に帰って毎朝、朝礼をしております。ですので課長から課員にはきちんと伝わっていると思いますが、

その朝礼の時に何となく聞いている課員がいれば、課長の思いも伝わらないということでもありますので、その辺をもっともっとまた徹底していきたく。一応朝礼は毎朝各課で行っているということをひとつご理解いただきたいと思います。

接遇面でありまして、その具体的な部分。私は職員にはとにかく「優しく明るく朗らかに」これを忘れるなど。市民の皆さんに対しては先程いったように、感謝の念をもてというのは「爾俸爾禄」からでありますし。接遇に関してはとにかく優しく、そしてにこやかな笑顔で明るく接していれば、まず問題はないと思っております。不機嫌な顔をしたり言葉が荒くなったり、そういうことがやはり一番トラブルの原因でありますので、それを気をつけてくださいということは具体的に申し上げてあります。今、議員おっしゃったように3Mですか、そういうことも含めてより一層職員の皆さんに研鑽をお願いしたいということを考えておりますので、またお願い申し上げます。

遠山 力君 愛される市役所について

これは質問にならないかもしれませんが、ひとつだけご紹介しておきたいのですが。私が小出に調査に行った時 小出といいますか魚沼市なんですけれど トイレが欲しくなりまして場所も知らないものですから魚沼市の市役所にいきました。そこに入って行って、うろろろしてましたら職員の方が来まして「どちらへおこしですか」と言いますので、実はこういうことだとお話しましたら、すぐ近くまで案内していただきました。

その人の態度が非常によくて気持ちよかったですのですが、そうしますと私はその人の、1人の方の対応でもって、魚沼市役所全体を、いいところだなと思ってしまうわけですね。それに今度はその職員の方も私が非常に喜んだものですから、いい仕事をしたなと思っていたのではないかと思います。たまたま1人しかそういう人がいなかったとしても、それは非常にプラスになるということでもありますので、市長の先程の「優しく明るく朗らかに」というそのモットーをぜひこれからも進めていただきたいと思います。以上です。答弁は必要ありません。

議 長 以上で一般質問を終わります。

(午前11時37分)

議 長 日程第2、平成17年請願第8号 南魚沼市民会館のバリアフリー化に関する請願を議題といたします。総務文教委員長・種村充夫君の審査報告を求めます。

種村総務文教委員長 請願第8号 南魚沼市民会館のバリアフリー化に関する請願について、審査の結果、採択とすべきということで決定いたしましたのでご報告申し上げます。以上です。

議 長 総務文教委員長の審査報告に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。この採決は起立によって行います。

平成17年請願第8号 南魚沼市民会館のバリアフリー化に関する請願、本件についての委員長報告は採択であります。報告のとおり採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 全員起立。よって平成17年請願第8号は委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

議長 日程第3、平成17年陳情第1号 安全でゆきとどいた看護職員の配置を求める陳情を議題といたします。社会厚生委員長・和田英夫君の審査報告を求めます。

和田社会厚生委員長 陳情審査報告書。本委員会は平成17年12月14日に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので報告します。記、審査の結果、不採択とすべきもの。平成17年陳情第1号「安全でゆきとどいた看護職員の配置を求める陳情」以上であります。

議長 社会厚生委員長の審査報告に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。反対の方いませんか。

(発言者なし)

議長 原案に賛成の方の発言を許します。

笛木信治君 社会厚生委員会の委員長の報告は、不採択とすべきものでありますが、私は陳情第1号 安全でゆきとどいた看護職員の配置を求める陳情については、採択すべきものという立場から討論をするものであります。

これはご承知のように医療の現場での看護職員の配置の改善を求めた陳情であります。今、医療の現場では、ほぼ17年ほど前に決められました、患者2人に対して看護職員1人という基準がそのまま使われているわけでありまして。考えてみますと2人に1人だからかなりいいのではないかとこのように考えるかもしれませんが、実際には例えば40人の病棟がありますと、そこへ看護師さんが20名配置されることとなります。看護師さんの勤務は3交替ですから、この20名が3班に分かれるわけでありまして。7名の班が2つ、6名の班が1つということとなりますが、週休2日制ですから当然休みをとる人が出ますし、女の方ですか

からお産あるいはその他の用事で休む方もおられるということで、実際には1班の人が5名ぐらいいで勤務するかたちになります。そうすると1人当たり患者さんが8名、9名というような勤務を今、やっているわけです。

したがってこの基準からみますと大幅に多い勤務内容となっています。特に重症患者がいたりすると、1人看護師がつきっきりになりますから大変であります。そうした実態がある中で、様々な医療ミス、患者さんを間違えるとか投薬を間違えるとかと、ひと頃報道されておりました。今はマンションの構造設計の問題でちょっと途切れておりますが、私は医療の現場ではやはり大変な事態が進行していると思うんです。

またこの度の報道では、医療費、診療報酬が　これはお医者さんや看護師さんがもらう方の立場の診療報酬ですが　これが3.6パーセントも引き下げられるということでありますから、なおさら人員削減というようなことが経営合理化の上からやられてくると、一層、事態が深刻になるのではないかとということが拝察できるわけであります。

そしてこういうことからいたしましても、こうした陳情を採択して、人の安全、命を守る、医療の現場を守るという立場に立つべきではないかというふうに考えまして、この陳情に賛成するものであります。以上。

議　　長　　ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議　　長　　採決いたします。この採決は起立によって行います。平成17年陳情第1号　安全でゆきとどいた看護職員の配置を求める陳情、本件についての委員長報告は不採択であります。本陳情は原案についてお諮りいたします。本陳情を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議　　長　　起立少数。よって平成17年陳情第1号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

議　　長　　日程第4、平成17年陳情第2号　「原信塩沢店」(仮称)出店の反対に関する陳情を議題といたします。産業建設委員長・阿部久夫君の審査報告を求めます。

阿部産業建設委員長　陳情審査報告書を申し上げます。本委員会は、平成17年12月14日に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので報告いたします。

陳情第2号　「原信塩沢店」(仮称)出店の反対に関する陳情ですが、当委員会としては趣旨採択といたしました。以上報告いたします。

議　　長　　産業建設委員長の審査報告に対する質疑を行います。

牧野　晶君　趣旨採択ということですが、どのような点について、中の議論についてお答えいただければと思います。

阿部産業建設委員長 牧野議員に対してお答えいたします。当委員会では塩沢の状況はどうなっているかという質問がありました。塩沢の地域では出店に対しては、もうすでに大型店は必要ではないのではないか、いらぬのではないか、そういう意見があり、またこういった原信さんが来る、それらに対しても消費者にとっては非常に便利であり、こういったものを反対するべきではないと、そういう意見もありました。

またこういった出店に対して、農家の皆さんがいろいろJAのAコープに野菜等を持っていくなかでも、そういった農作物を作っている農家の皆さんに対しても多少影響があるんじゃないかというそういう意見もありました。

いろいろこう考えたなか、全員の意見を聞いたなかでは、やはりこれは採択するということは非常に厳しい。そういったなかでは趣旨採択と、そういうべきではないかということで全員の意見が趣旨採択でありました。

牧野 晶君 はい、了解。

議長 ほかに。質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

牧野 晶君 陳情第2号の原信塩沢店の出店に反対する陳情に反対の立場で討論させていただきます。

地元商店や地元農業を守るためにという陳情の趣旨も、また委員会の方向というのわかりますが、オープンが目の前にぶら下がっている前に、私は趣旨であろうとこの陳情を採択することはいかなものかと思えます。

以下の点についても考えると。これからちょっとお話しますが、昨年の中越地震の時に地元のスーパーはもとより、やはり大規模なスーパーの皆さんも、私たちの食を守るという点で非常に協力をしていただきました。オープンが今、もう目に見えてほぼ決まっているような状況のなかで私は趣旨であろうと、このような陳情に趣旨採択であろうと賛成することはできません。以上なかたちをもって私の反対討論とさせていただきます。

議長 次に原案に賛成者の発言を許します。

笛木信治君 私は陳情第2号、原信塩沢店の出店の反対に関する陳情に、みなし採択とした委員長報告というようなことではなく、全面的にこれを採択すべきであるという立場からの討論をするものであります。

大型店、これが地域社会にどういう影響を与えているかというようなことは、皆さんおわかりのことです。私はこの地域社会というものが、その地域の人々、様々な思いの中で構成されてきている。例えばちょっと遡れば、商業というものはお互いが物々交換しあうような関係の中から発達したわけですから、地域社会の経済というものは物を売ったり買ったり、売りもするし買いもするというような関係のなかで成り立ってきたわけでありまして。

それは遠い過去のことではなくて私が中学を卒業した昭和30年当時もそうでありました。

自分のことで恐縮なんですが、私の親父などは金が一銭もなくとも町へ行きました。私に薪を3把くらい背負わせて、自分では手でなった縄を50把くらい背負って町へ行くわけです。商店でそれを卸してそのお金で油を買ったり、身欠きニシンを買ったり、車麩を買ったり、藁屑交じりの数の子の干したのを買ったりして、帰りには焼酎1杯ひっかけて帰るんです。そういうのが地域経済なんですよね。話し合いの中でこれが俺のせがれだというような紹介もあったりして、コミュニケーションが造成されていく。そういう暖かい人間と人間が支えあう社会といえますか、そういう社会が発展してきて商店街ができたわけです。

皆さんもご承知のように、ひところはどこ行っても銀座があるというぐらいの商店街が盛んにできました。私も若い頃は六日町の商店街に、日曜日に毎日遊びに来ていました。そういう発展をしてきた社会を吹き飛ばしたのが大型店なんです。一気に商店街の火を吹き消してシャッターが下りたわけです。私はそうした本当に弱肉強食のそういう寒々とした地域社会を作ったのは、私は大型店だと思っています。

皆さんも今朝、新聞を読んでご承知だと思いますが、さすがに政府与党も、この郊外店を作れば都市の中心部が空洞化するということが心配になりまして、これを規制する方向で動いています。私はこれは遅きに失したと思うんですけども、そうしたことから申し上げましても市長でさえもこれを抑えることはできませんから。ザル法になって大型店は本当に自由自在でどこにでも建てる時代です。議会の決議があったからといってももちろんこれを抑えることはできません。

しかし私はそうした地域社会を育ててきた人々とともに、やっぱりそうした皆さんの思いを議会が代表をして決議をしていく。反対の意思を示していくということは重要ではないかとこのように考えまして、原案に賛成するものであります。以上。

議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。この採決は起立によって行います。平成17年陳情第2号「原信塩沢店」(仮称)出店の反対に関する陳情。本件についての委員長報告は趣旨採択であります。報告のとおり趣旨採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 起立多数。よって平成17年陳情第2号は、委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決定しました。

議長 昼食のため休憩といたします。午後の再開は1時とします。

(午前11時57分)

議長 休憩を閉じて本会議を再開いたします。

(午後1時00分)

日程第5、第218号議案 南魚沼市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。  
本案について提案理由の説明を求めます。

市長（提案理由の説明を行う。）

議長 質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、討論を省略したいと思いましたがご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって討論を省略いたします。

議長 採決いたします。第218号議案 南魚沼市教育委員会委員の任命について。本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員。よって第218号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議長 日程第6、第219号議案 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長（提案理由の説明を行う。）

議長 質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、討論を省略したいと思いましたがご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって討論を省略いたします。

議長 採決いたします。第219号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について。本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長 起立全員。よって、第219号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議長 日程第7、第220号議案 南魚沼市立中之島診療所条例の制定についてから日程第38、第251号議案 南魚沼市老人福祉センター条例の制定についてまで、以上32件を一括議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長 （提案理由の説明を行う。）

議長 220号から251号まで一括して質疑を行います。なお質疑を行う場合は議案番号、議案名を言うてからの発言とします。

牧野 晶君 第241号の今泉博物館条例の制定についてを例にして聞きます。昨日の一般質問でも今泉博物館の用途を変えろ、変えろ、変えるべきということを何回も言ったんですが。例えばこの第9条、指定管理者は第7条の規定により利用の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可を取り消し、または停止することがあるとあります。241号議案。

例えば用途を変えろというふうに市の方で方針が出た時に、指定管理者の契約があるから用途を変えられないなんていうふうになるのかならないのか。ちゃんとなるけれども、契約の中でその点は途中解約もできるようにしていくというふうに考えているのか。今泉博物館を例にとってちょっとお聞きしますが、その点をお聞かせいただければと思うんですけども。

総務課長 用途を変えなければならぬとかそういう予定のある施設につきましては、管理委託のなかでも協定書を結びますので、協定のなかにも織り込むことができます。また現在その指定管理者に管理委託をする期間につきまして3年、5年、10年を基本的に今、これから選定していこうということで考えております。

そういうなかでそういうことが予想される施設につきましては、期間を短くするとかそんな契約の仕方をやっていくべきと考えております。そうじゃない部分につきましては、管理期間のなかで管理委託を設けた部分につきましては、基本的にはその期間はそこに任せるといってございませう。が、結局協定書のなかで管理の内容を変えろとか、そういう部分もお互いが協議をする部分につきましては、そういう協議項目として設けたいとこんなふうに考えております。

腰越 晃君 質問をさせていただきます。議案単位という議長の話ですけども、全体について1～2項目質問をさせていただきます。それに関連して各号議案出てくると思いますので、そういうかたちでお願いをいたします。

指定管理者制度導入の目的。これはおおむね3項目ぐらい言われているわけなんです。利用者いわゆる市民にとってより多様で満足の行く高いサービスが提供できるようになるだろうと。それから多様化する住民ニーズ、こうしたものに効果的、効率的に対応をする。そうするために民間が持っているノウハウというものを入れていく、活用していく。そのためにこういう制度が制定されると。それからもう1つは自治体の財政負担、これを軽減する。というような目的をもって、この指定管理者制度が創設されたというように私は認識しておりますし、そのようにまた総務省だったでしょうか、通達があったと思われるんですけども。

そうした目的に照らし合わせて今あるこういう施設について、最終的には直営かあるいは指定管理者とそういうふうに言われているわけなんです。まず1点目として、これは来年9月1日ですか、法律上期限があるというようにも聞いております。すべてこうした直営か、

指定管理者かに分けなければならないのかというところをまずお聞きします。

それから次にこうした公有施設について、ほとんどもう挙がってきているような条例改正なんです、直営で行くべきかあるいはこれはどうかと思うんですが、廃止すべき、そういった公有施設としての使命をもう終わっているというようなものはないのか。またあるいは指定管理者に管理をしていただくと、そのような視点に立った検討がなされたのかどうか。

次に具体論に入りますけれども、例えば保育園。これについてはすべて指定管理者にもっていくというようなかたちになっておりますが、教育であるとか医療であるとかそういった福祉関係。いわゆるなんで公がやらなければならないのかという内容のなかでは、事業の質そのものを維持していくということがスタンドアウトして最優先されると。そういうなかで今まで公共でやってこられたというように考えるんですが。

指定管理者に移っていった場合、この質の問題についてどうなっていくのか。当然目的としては先ほど申し上げたように、制度の創設の目的としてあるわけなんです、これのところがどうもこの条例改正のなかではよく見えてこない。そういったところのお考えですね。事業の質を維持していくために今後、個別契約に入って行くと思われませんが、そうしたところにおける市長の考え方を2点目としてお伺いしたいと思います。

それから3点目です。234号議案、例えば石打グラウンド、大福寺工業団地多目的広場、塩沢グラウンド等がありますけれども、指定管理者よりはむしろ私は今の直営のほうがいいんじゃないかなと、管理上さして問題はないんじゃないかというふうに考えるんです。これは1つ目の質問とも関連しますが、こうしたどう見ても先ほど申し上げた3つの目的のなかに該当するとは思えないような、むしろ役所なりで管理した方が使う場合にとっては効率的じゃないかなと思う部分もあるんですけれども、その辺の考え方について。これが2つ目の質問と関連するかな。それについてお伺いをしたいと思います。

市長 第2点目でありました廃止についての検討。これはまだ個々のものについて検討はずっとやっておりませんが、私もこれを管理していかなければならないのかというような施設は見受けられます、実際に。実例を挙げますとあそこはサンスポーツランドですか、小栗山のあそこにあるローラースケート場。これなんか年間通して利用者が今、ゼロです。これからそのまま維持していかななくてもこれはいいんじゃないかなというような、そういう部分もありますのでこれはきちんと精査をして、廃止すべきものはやっぱり廃止をしたいと思っています。ただあれも雇用促進事業団が作っていただいたものですから、即、そういうことができるかどうかそういうことはまた別個ですけれども。

実際もう今、用に供しないとか全然利用がないとかというのが確かにあるんです。グラウンド部分も若干あるような気がしますし。そういうことはまたきちんと精査をさせていただきたいと思っております。

保育園。これは原則的に指定管理者制度に移行していこうと思っております。ただ、すべてすぐできるということではありませんので。そう思っておりますが、教育部門、これは運

動公園も例えばグラウンドもその教育施設だといえはそうですけれども、そういう意味でなくて、実際の教育部門についてそこまで踏み込むということではありませんけれども。

保育園につきましては幼稚園も含めて、そういう方向に移行していくのがやはり私はベターだろうと思っておりますので時間をかけながら。具体的には18年度、新築を予定しております上町保育園はこのことによって民間委託といいますか、そういう方向へ入っていかうという考え方であります。徐々にその方向を進めていきたいという思いであります。あとは総務課長が答えます。

総務課長　すべての公の施設について指定管理者か直営かということでございます。今の法律の体系のなかでは、そのどちらかで管理しろということになっておりますので、そういう方向でいかざるを得ないということでございます。

それから先ほど言われましたように、確かに新たに指定管理者を公募したりする必要があるのかという説もかなりあります。そういう意味で公募しなくても指定管理ができるような条例改正を、初日にちょっとさせていただいたところでございます。各221号から225号までの施設等につきましては、その施設を設置する時の補助金とかそういうものがなければ、もう完全にその集落の行政区の持ち物となったような施設でございます。ですがやはり設置をする時のいろいろな補助金が入っている関係上、公の施設、市の施設ということで管理してきたところでございますが、実態としてはもう市はほとんどそこにはタッチしていないという施設もかなりあります。

公の施設である以上は一応、公が指定管理者として制定させるか、直営であるか、その二者択一を迫られるようなわけでございますので、そんな方向を進めていきたいと思っております。以上でございます。

腰越 晃君　今の部分についてはわかりました。最初に目的、指定管理者制度が導入された目的について私、申し上げましたけれどもそうした目的について。でははたしてここに挙げられている公共施設、南魚沼市における公共施設が、そうした目的にかなうような指定管理者がいるかどうかという問題について。特に公園関係の部分であるとか、いわゆる運動公園であるとかそういったものは目的が変わって、いわゆる教育委員会から例えば商工観光、そうした意味合いのなかでは見つかるかもしれません。受け手側として南魚沼市にあるかどうかという問題。

立場を変えれば南魚沼市のなかから指定管理者を見つけると、契約を結んでいくと。そうしたその地域的な限定された範囲というのは考えておられるのかどうか。もしない場合には、地域外にも指定管理者を求めるのか。またない場合にはとりあえず文化スポーツ公社であるとかそうしたところにやっていただく、あるいは民間の企業等にやっていただくということが考えられるわけですが。いずれにしても先ほど申し上げましたように事業の質という点から考えると、非常に厳しい部分があるんじゃないかなというようなところを考えます。

そこでもしこの地域内の指定管理者と契約をするという方針でいった場合、やっぱり市はある程度の事業内容について、教育、指導、管理というものをきちんとやっていかなければ

ならないんじゃないかなというように思うんです。そこら辺のあり方は、契約を見ないと何とも言えないんですけども、考え方をお聞きしたいと思います。

それから保育園に関して言いますと、最終的には民営化であろうと私は考えますが、直営部分というものを残しながらスタンダードですよ、基準として残すべきではないのかなと。いわゆる保育という公共性を考えた場合には、基本的な部分と、あとは民間でやる部分。民間においてもやっぱり本当の民間部分とNPOみたいなセクターがあるわけですけども、そうしたところでやっていくべきじゃないかなというように考えます。

あといいかえれば今後の指定管理者をどのようにこの市内で見つけて維持していくのか、事業主と考えあわせて。そういうところについてお伺いをしたいと思います。あともう1点、公園であるとかそういった公民館等については、いかがなものかなというふうに考えるんですけども。どうしてもこれはしなければならぬんでしょうか。

市長 一般質問にもちょっとありましたように、この法律はやっぱり我々の地域には、ごく馴染まない制度だと。これは全国一律にやられるわけですから非常にそういう意味で私は不満もあります。すべて直営化して管理者化なんてことを言われたって、なかなかこういう地域にはそぐわない面が大変ありますが、これも悪法であっても法は法だということですから。一応、その趣旨に沿ってやらなければならないということで、そこはご理解いただきたいと思います。

地域外、南魚沼市以外の皆さん方もという、これは当然やっぱり選択肢には入ります。どうしても例えば市内にそういうことを任せられる、あるいは受けていただく団体がない。だけれどもやはり任せたいという場合は、これも中沢議員のご質問にありましたが、今、全国でインターネットでの募集でもできるそうでありますから、そういうことをやらなければならない事態も出るのかもわかりません。ですから原則的にはとりあえず市内ということを考えておりますけれども、やっぱりものによってはそういうこともあり得る、そういうふうにお考えいただきたいと思います。

保育園につきましてこの保育業務。これはやはりこれからはいわゆる公設民営といいますか、指定管理者制度でいいと思うんですけども。その根本になる子育て支援の部分だとか、育児相談の部分だとか、そういうことについてはある程度やっぱり公がまかなうべきところがあるだろうと思っております。その内容はまたこれからきちんと精査をさせていただきますが、普通の保育業務についてはそういう方向と。そのもとになる部分についてはやっぱり行政がまかなわなければならない、行政がいなければならないという部分があるような気がいたしますので、その辺は十分考えさしていただきたいと思っております。

総務課長 それからやはり移行期間。これから選定のなかへ入っていくわけでございますが、移行期間というものをある程度持たせていただきたいと思います。いきなり皆、公募では。当初、昨年の条例制定の時、国の方、県の方の指導等につきましては、すべて公募だということで始まったところでございます。やはりいろいろな問題が多く出てきました。

当時、南魚沼市としては有機センター1件でございまして、新規でございましたので公募

というかたちで選定したところでございます。その後、大きな自治体等につきましては、そっくり今まで管理していたところに指定管理者として委託したというようなところも出てきたりしまして、いろいろな状況がこの前変わってきました。

そんななかで公募によらない部分等につきましても、初日に改正させていただいたところでございますが、基本的な公募等に移っていくなかでのその移行期間ということで、現在、管理委託しているところもありますし、それに馴染まない施設も今ほど言ったようにあるわけでございますので、その移行期間等を検討したなかでやらせていただきたい。

それから公民館とか公園等でございます。これにつきましてもそこで収益を上げて、本来であれば収益を上げて管理運営ができるのが一番、指定管理者制度のなかの特徴だと思うんです。また一方、見方を変えるとある程度の管理費が決まったなかで、じゃあその管理費のなかでどれだけのサービスをして管理していかれるかと、こういう部分もまたあります。そんななかで公園等につきましても、もうどんどん先進地の方では指定管理者制度でやっておりますので、特に公園それから公民館等が馴染まないという施設ではないという今、考え方でございますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

腰越 晃君 よくわかりました。それでこれから個別施設については契約に入っていくわけなんです、それについては議会に上がってくるというような法律になっていると思うんです。内容等について細かく、契約内容については今後3月以降、議会に提出されることになるわけ、その確認だけお願ひいたします。

総務課長 議会の承認を得ることになっておりますので、3月議会に内容をお示ししてご了解を得ると、そういうことの手続きになります。

高橋郁夫君 質問の理由については同じです、全般的なことなんですけれど、この度せっかくの条例改正について、もうちょっと条文の見直しができないかということなんです。先ほど伺っていると1条については、今までのそのままの条例を使用したということなんです、もうちょっと今言ったように広く市民が利用しやすかったり、管理する指定管理者が今後運営しやすくするべきだと思ひます。

例えばの話をししますと、今泉博物館を例にとりますと基本的に確かなかなか難しい面もあるかもしれませんが、学術及び文化の向上を図るためというだけに絞られているわけですね。この間の市長の答弁でも、今後の改革をしていこうというなかで、なかなか市民の文化と学術を守るだけの条例では、指定管理者に対しましてもなかなか今後、今度やっぱり市に負担、なるだけ軽減させるような努力もできないし、みたいなどころもありますし。

また私の一般質問でも言ったんですが、例えば教育委員会ということで5条からまた出てきます。そういった点も例えば市長名に変えるとかしないと、なかなか教育委員会といったらやっぱり敷居が高いとか我々にしてみれば侵してはならないみたいなどころがあります。教育委員会で決まっているのだからもうほかには使えないよという、今までは断られ方をしてきたんですけれども、そういうのがやっぱり今度は指定管理者が入ってやるのに弊害にならないかということなんです。

あともう1点は、今泉博物館もそうなんですけれどもほかの施設についても、もし今後そういった改革をしていくようなところがあるのであれば、それを見てから指定管理者に持っていったほうがいいんじゃないかなと思うんですけれど。それは期限もありますから難しい面もあると思いますが、その点について2点お伺いします。

市長 今泉博物館を例にとってというかこれに基づいてで、これはご承知のように今の今泉博物館が、ここに書いてありますけれども博物館法によって博物館ということになっているわけです。これをきちんと解かなければ、そういうことにはなり得いということなんです。とりあえずはこういうかたちですけれども、昨日、一昨日それぞれ議論がありましたように、今泉博物館の活用方法を、それぞれ市民の皆さん方からもご意見をいただいて検討をして方法が決まって、博物館法に基づく博物館という部分を取り払って、何にでも利用できるというかたちを取れるようになれば、それまたそれなりにこの条例も改正をしてやっていくということでありますので。

じゃあその管理というこの指定管理者にこのことに基づいて管理させているんだがどうだ、これは先ほど申し上げましたように協定書というか協議書のなかで、そういう事態が生じた時はこの限りではないとか、いろいろなことを文言に書き込めばそれで柔軟に対応できますので。まずはこの今泉博物館につきましては、これからの活用方法をどうするかという、まずこの結論が出なければここにいろいろ書き込めませんので。そういう方向で進めたいと思っております。以上でございます。

高橋郁夫君 今は、すいません今泉博物館を例にとったわけなんですけれど、例えば233号の二日町体育館、また239号のこれは南魚沼市文化資料展示会館。そういうものも含めまして結局同じだと思うんです。文化、そういった面では文化はあれなんですけれど、結局例えば観光に使っていくという面で、じゃあ市民の文化と美術の知識、教養の向上だけでいいのかという部分がまた出てくると思うんです。

ただあと二日町体育館とかほかの体育館などもそうなんですけれど、結局これも市民のスポーツ、レクレーションと謳ってありますから、せめて「市民」を除くとか、例えば海洋センターみたいに「他の行事に」という文言を入れるとかしないと、今、体育施設なんかも実質は、観光事業者なども利用したなかで多分やられていると思うんですけれど。そうするとやっぱりこの条例とはまたちょっと違う趣旨に使っているんじゃないか、みたいなところが出てくると思うんですけれどいかがでしょうか。

総務課長 あくまでも各施設には施設を作った時の設置目的というものがあります。現在の改正のなかでは、その設置目的そこまで踏み込まない、設置目的を大切にしたいなかでの指定管理者制度の移行でございます。

私が今、説明しました251号から後の方に8本の条例が出てきます。これにつきましては一部設置目的を変えたり、いろいろ検討するなかで設置目的を変えたり、利用の目的といいますか運営方法を変えたり、利用を変える大幅な改正内容を含んでおります。それで1本ずつ今度は審議していただくわけですが、今までのところにつきましては、あくま

でも基本的な施設の設置、当時の設置目的に沿った条例のなかに指定管理者制度を導入すると。こういう内容でございます。

今ある施設が今の設置目的でいいのかどうかという議論につきましては、また今後いろいろ時間をかけて研究していく課題だと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

高橋郁夫君　先ほど市長、5条の件について、例えば二日町体育館にしても、南魚沼市教育委員会ということが出てくるんですけど、なかなか観光とかいろいろな面で使っていくには、教育というもので縛られると、ちょっとなかなか使いづらいなというのがあるんです。ほかの条例なども中には市長という名前で作っているものもあるんですが、こういった点を変えることもできないんでしょうか。

総務課長　やはり財産の所管が教育財産でございますので、教育財産の部分につきましては、教育長、教育委員会という部分が入ってきます。市長部局の方につきましては市長の許可とこういうこととなりますのでよろしくお願ひします。

宮田俊之君　この自治法の改正に伴って、市長がこれを導入されるに至った考え方を1つ2つ伺いたいんですけども。先ほど腰越議員の方から自治体の負担軽減というお話がありました。実際はその負担の中には人件費も含まれるわけです。どここの施設という1つ1つではないんですけども、実際、庁舎内に職員の方も含めて自分たちで手を挙げて、こういう施設を管理していきたいというような企業内企業というんでしょうか。そういった呼びかけ等は行った上で、外に出すというような感じになっているのかということが1点。

もう1点は、一般質問のなかでも触れられておりましたけれども、小さなコミュニティーの権限の強化といいますが、市長のお考えが示されておられました。先ほどから馴染まないというなかに、地方の小さな公民館とか集落センター等が入っていましたけれども、ここは当然、市のお金が入ってないはずなんです。実際その小さな地区にこの建物を渡す時に、その地区の組織をしっかりと強化してお金を出した上で、例えば自分たちの地域内の小さな工事については、自分たちの人足も出してお金をやりくりしてやっていこうとか。そういった意味も含めて先ほどの小さな集落センター等を、この法改正に則って指定管理に出していくというような方法もあるかと思うんですけども。その辺について2つだけ教えていただければと思います。

市長　これに至った経過経緯なんていうのは特別ございません。国の方で勝手にこういう法律を作って出ただけという。まったく私どもがこうして欲しいとかこういう要望をしたなんていうことじゃなくてです。まあこれが小泉改革でしょうか、三位一体改革でしょうか、よくわかりませんが、非常にそのいわゆる商業的ですね。いわゆる超資本主義というかまったくその地域、地域の実情を考えて作られた法律ではないということだけは、私ははっきりしていると思うんです。決して歓迎すべき法律じゃあこれはありません。たださっき言いましたように法律は法律であります。

それで庁内で職員がこういうのを、では例えばNPO法人でも作ってまかろうとかとい

う、そういう動きというのはまったくありませんし、職員がやっぱりそういう活動はできないような気がします。若干ともやっぱり営利も絡む、お金も絡むということだと思しますので、職専免でもすればでしょうけれども、そういうことについて職専免を簡単にできるものでもありませんので、職員はありません。

ただ民間といいますかそういうなかで具体的な動き、そういう組織を作ろうとかという動きはあまり今聞いておりません。現在こういうことを受託されている皆さん方が、もっとこうしたいとか、こういう部分もとかという話は若干聞こえているようであります。新たなこれを受託するための団体の設立というのは、今のところまだ聞こえてきませんが、これから出てくるものではないかなと思っております。

その集落センター的な部分。先ほど課長が申し上げましたが作る時に、やっぱり補助金が出たりしているんですね。ですから一応、この制度に則ってやりますが、まったくそのお金を出してやってもらうとか、利用料を取ろうとかなんてことにはなり得ない部分ですので。簡単にその集落、例えば法音寺なら法音寺とこの市と契約を結ぶ。その契約の内容というのは、特に維持管理に努めること程度のことだかちょっと内容はよくわかりません。あとで総務課長に答えさせますけれども、そういうことです。

ですからまったく市、あるいは国県、その辺から補助も一切なくて、自分たちで独自に建てたものについてはまったく私どもは感知しませんので、この条例のなかには入っていないというふうに考えております。

総務課長 集落センター等につきましては、今後いろいろ内容を見なければわからないいろいろなところもあるのかもわかりませんが、基本的には現在も委託料も払っておりませんし、自主管理運営でございます。ですからそういうかたちの契約。ただ要件のなかに、集落センターによってはよそに貸出す時は料金いただいているというものもあるでしょうから、そういう項目は入るといたしましても、それを市の方でいただくとかということはありませんし、市の方からも管理料を出すと、そういう考え方は今のところ持っておりません。以上でございます。

佐藤 剛君 1点だけちょっと確認といいますか質問をさせていただきます。なかなかこの地にあわないというなかでの導入ですので、経過的にはいろいろな問題があると思えます。だけれどその指定管理者制度を導入するにあたって、条文改正をしなければならないということですので、そうできるような道を開くということでこの条例改正、これは理解できました。

そのなかで段階的にやらなければならないということで、初日の210条ですかそのなかでいろいろの項目をして、なんとか運営できるような条例改正もしました。そこも理解できました。

1点ちょっと心配なのは、そういうなかで腰越議員さんからも話がありましたけれども、どうしてもやっぱり今までどおり直営でやった方がいいと。だけれどもその指定管理者制度にのせるので公募なりしたと。それで全然該当がなかったという場合に 210条のな

かで質問が出たかもしれないんですけどもちょっと確認したいんですが なかった場合に今までやっていたところを指定できるとか、210条のなかにありますけれども。なかった場合に市・・・今までの直営と同じようなかたちで市が。条例は指定管理者制度というような条例改正をするんだけど、どうしてもなかったのがその管理をやったりせざるを得ないという時には、市が指定管理者ということになれるのか。もしくは無理やり例えば地域の行政区やそういうところに任せようという形にしなければならないのか、というところだけ教えていただきたいと思います。

総務課長 本条の方にも、公募がなかった時は指定することができるというような条文があります。それで今回説明いたしました個別条例のなかの附則のなかに、指定管理者が不在な期間ということで、指定管理者がいない時につきましては、その指定管理者の項目が市長となるということになっておりますので、指定管理者がどうしても定まらない時は市が自ら管理するというところでございます。

岩野 松君 226号の保育園条例のことで。ほかのことは皆さんがいろいろお聞きしましたので少し納得しました。特にこの保育所 最初読んでいた時にはめぐみ野保育園だけが指定管理になるというふうに、これを見せられた時に私は理解したんですが、市長とほかの方とのやり取りや今までの議会のなかでは、今ここに挙げてある常設保育園などもこれからはそういう方向でもっていく。幼稚園もその限りでないというのもお聞きしたように聞いております。

ここでは今、民間は野の百合。それと私はこのめぐみ野も公設民営で民間というふうな考え方をしておりましたけれども。かつて野の百合ができて4～5年した頃に野の百合の評判は、利用する側からは徐々に良くなってきていたんですよ。その時に各保育をされる、今でいえば保育士さんたちの交流会があった時に、野の百合さんの努力をいろいろ聞かせてもらって、六日町役場の職員の人たちから「いろいろないいことをやっているから私たちもやっぱりもっと勉強しなくちゃね」という積極的ないい意見が出たら、「やめてください。そうするとますます私の家へ持ち帰る仕事が増えます」というのが野の百合さんから出たということをお聞きしたことがあります。

このことを見るとやはり指定管理者になると、みんなその指定管理者のなかにそういうことが含まれて、たぶんここには働く人たちへの何かというのは、1行もないんですけども。非常に保育園とかは働く人が多い職場で、管理者が1人で采配すればいいという問題ではないですけども。今までは役場の組合がいろいろなかたちで働く場としての考え方をしていたのが、今度それぞれの保育園との労使協定になるんだと思うんですけども、そこへの考え方とかをちょっとお聞かせください。

市長 各保育園が指定管理者制度による指定管理者に運営を委託した場合、それはもう何と申しますかその市の職員とはまったく別個になります。その皆さんが皆さんでまた組合を作るとか。例えばめぐみ野と・・・何ですかこれはあおばか、あおばじゃないな。めぐみ野だけか。（「めぐみ野だけです」の声あり）そうですね。そういう民間で経営をして

らっしゃる、塩沢には金城保育園というのがございます。そういう皆さん方が、またそういう組織のなかで組合を作るとかということになるろうかと思しますので、一切そういう労使関係はなくなります。ですから私たちがそこにどういう文言を入れようとか、どういう権限を残そうとかということにはならないわけでありませう。

ただ家へ持ち帰る仕事が増えるからやめてくれというような話というのは、ちょっと私はわかりませんが、保育業務もなかなか大変であります。やはり今こう見ておられて、民間でやっていらっしゃる部分と、公でやっている部分の違いというのは、ある程度やっぱり見えてくる部分がございますので、もっともっとやっぱり保育サービスといいますがそういうこともできる部分もあるのではないかなと。ただそれは本当は公がやってもやらなければならないわけですね、本来は。本来はならないわけですが、なかなかそこが上手くいかない部分もあります。やっぱり民間のその知恵といいますが、そういう部分をきちんと生かしていければなと思っております。

ただ先ほども触れましたように、一度にこれを全部どうこうということにはなり得ませんので、条件的なものを見ながら徐々に徐々にということです。徐々にと言ったってこれが全部なるまでに何十年かかるのかちょっとわかりませんが、その辺はちょっとまだ定かではありませんけれども。

ただこのなかでも例えばさっき触れましたように、どうしたって受け手がいないというところが出るのかもわかりませんが、それはそれなりにまた直営でやっていくような方向に切り替えなければならないのかもわかりませんが、その辺はこれからの課題であります。原則的にこの指定管理者制度によつての公設民営の方向に持っていきたいというのが、今の私の考え方です。

中沢俊一君 煮えきれないような一般質問をした人間がこうしてまたここで手を上げるのも変なことだと思うんですが。市長が悪法も法というふうにとらえているのであれば私も一言やっぱり言わねばならないと思っております。

担当課から職員が、この間のアウトソーシングメッセにも行っているわけでもありますし、市長がそういう頭でもあれば、担当職員もやっぱりそれなりの報告しかできないと思うんです。これには160～170人の参加者がありまして、自治体からの職員も大勢行っていました。そのなかで事例としまして、本当にこれを積極的に前向きに活用しまして、役所のスリム化であるとかサービスの安いコストのなかでありながら市民の心をとらえていく、そういうサービスをやっているところがあるわけですから。

そういうことをやっぱり前向きにとらえて、悪法も法なんだけれども、悪法もその順法に変えるような、私はそういうチャンスととらえる姿勢をとって欲しいと思っております。

一般質問でちょっと長くなるものですから挙げなかった事例をあえて今、挙げさせてもらいます。これは昨日のNHKラジオ、ラジオタカというものが昨日ありましたけれども、ここでも紹介されておりました。青森の三戸町。1万3,000人ほどの小さい町ですが、ここでは25の業務を東京のある民間会社に委託をいたしました。80人あまりの臨時職員、嘱託職員

をそっちの会社の方に移籍をしまして、退職不補充。退職不補充です。5年間で1億7,000万円。これは純粋な利益として 利益といいますかコスト削減ができるということであります。

度々出ます埼玉県の志木市の場合ですけれども、1,648業務ある。これを棚卸しまして職員を10パーセント。これも純減です。純減で10パーセント。

もう1例ですね新潟市の場合です。1年かけて3,000ほどの業務を棚卸しをしました。そして今はまあ移行期ですから外部にすべてというわけには当然いかないわけですけれども、3年後にはすべて公募だそうです。

そして志木市の場合でも新潟市の場合でも言っていたことは、このいわゆる外郭団体。公共団体あるいは公共的団体、財団含めてですが。こういうところはまず運営の分析ができない。それから財団自身、その公共団体自身をかばう体質があるものですから、やっぱり本当の自治体の改革にとっては、敵とまでは言わないけれども敵に近いものになってしまうということがありました。行政以上に頭がないということです。

具体的な資料とかビデオを含めて私も用意してありますし、第一にその担当職員の報告を真摯に聞いていただきたいことと、補助的に私もあとで資料の方は提供したいと思っています。

県内外の企業、こういう国の制度に本当にやがやがと今、乗ってくるものではありません。30何年という長い間、こういう自治体の仕事を請け負って、いろいろなノウハウを蓄えている企業があるものですから、田舎の町だといいいながら活用している部分もあります。NPOを含めてこれからおおいにこういうものをどうしたら活用できるか。これを市長自ら、私は姿勢として持っていただきたい。答弁はいいませんがこうっておきます。意見として言うておきます。

市長 答弁はいいということだそうではありますが、中沢議員に逆にお聞きをいたします。ではこの制度にのって今ここへずっとあがってきましたこれを、今の制度に則って本当に任せられるなんてところはいくつありますか。あるとすれば市民会館、それからディスプレイ、まあとても牧之記念館はだめですから 牧之じゃなくて今泉は。あとは池田記念館とかです。あとほかのところなんていうのは、まったく法律と実情に合わないじゃないですか。

ただ、今、議員おっしゃったように、これを活用してやらなければならないところも出てきます、間違いなく。それはそれでやりますよ。それはそれでやりますが、あまりにも全国一律的にこういうことをぱっとやられても、やれる部分とやれない部分があると。そういうことで、悪法もまた法だということを申し上げました。どうぞひとついろいろな知恵を貸していただいて、一緒になってやらせていただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

(「お礼方々言わせてもらいます」の声あり)

中沢俊一君 私もこの法律が出てきた時に、まずもって市民会館が頭にあったものです

から市長の考えを伺ったら、といたしますか、自分は結構心配したんです。民間にいきなり任せていいのかどうか。いや、演歌も文化だし私は好きだから、という市長の答弁がありました。その辺はちゃんとした協約のなかで、業務の網掛けはできるわけです。これが全部ここへ上がってきているこの施設が、たった今この法律に合うとは私は思っておりません。けれども例えば3年後のその契約目安段階では、やっぱりこの3年間でいろいろなその研究をした上で、取り組んでいただきたい。こういうことです。お願いします。

関 昭夫君 高い内容の話じゃなくて簡単な話として聞かせていただきたいんですけど。市長の答弁のなかにもありましたように、この法律がここの地域に必ずしもマッチしていないという話が再三出ております。ただ十分承知だと思いますけれども、目的はあくまでもそのコストを下げること、そしてサービスを上げること、ということですよ。

それからこの法律は、もう委託はだめですよ。直営か指定管理者制度にのりなさい、どちらかを選択しなさい、ということですから、今現在委託をしているのはもう直営に戻すか、指定管理者として契約をするか、この選択しかないわけです。

ただ先ほどから話があるように、全部がのれるような内容でないというもので、あえてなぜ指定管理者制度の条例を作るのか。直営のままにおいて本当に内容がこの法律の趣旨に見合う状況が見えた時に、条例提案をすれば十分なことじゃないかと私は思いますが。誰が受けてくれるかもわからないけれど、という内容で条例提案をすること事態もおかしな話だと。

それからもう1つは、実際に管理者として手を上げた方と契約を結んだ場合において、条例上の設置目的とかというものと、契約内容の食い違いが発生しないんでしょうか、という気が非常にしております。

再三、その利用目的云々という話がありますし、逆にここで縛ったがためにやりづらいと。いや、それは運用上の話ですよと言ってみても、一番頭はやはり条例のわけですから、そことの食い違いが発生した場合はどうするのか、ということにもなりかねないと思いますし。その辺はともかくとして、どうしてもやらなくてはいけない部分のところはどうなのか。

それからもう1点ですが、この民間事業者のノウハウを生かして経済効果、それから利用サービスという面でいけば、今ほど市民会館とかという話もいっぱい出てきましたけれど、私は市営スキー場がなんでここに載らないのか、これが非常に不思議です。これは本来なら事業活動ですから、一番載ってしかるべき内容かなという気がしていますが、その辺についてご答弁をいただきたいと思います。

市 長 これはこれだけの施設を全部挙げているわけですがけれども、今こういう施設がありますので挙げているということだけであります。先ほどもちょっと課長が触れましたように、例えばまったく受け手がないとかとなりますれば、一時的にやっぱり市長というか直営管理ということになります。

さっき腰越議員のご指摘だったと思うんですけど、本来もう廃止してもいいような部分もこのなかに全部含まれております。これはやっぱり4月から適用させるそのなかでの精査が、まだ私どももじゃあこれはもう捨てていいとか、これはこうだああたということは、やっぱ

りでき得ない部分もありましたので挙げてあります。これからきちんと精査をしてやっていこうとそういうふうにご理解をいただきたいと思います。

契約と条例の間での齟齬は出ないかと。一応条例に基づいて契約をさせていただきますが弾力条項的な部分はあると思います。出ると思いますが、まったく条例の趣旨にも、私たちの意図的にも、反した扱われ方、利用のされ方のないように、ということだけしなければならぬと思っております。それは弾力的な条項は出ますが、条例の趣旨に、きりきり反したなんていうことにならないような、うまい文章を作ってやろうと思っております。

市営スキー場につきましては、これはまだ私の考えもありますけれども、もうちょっとこのまま置かせていただきたい。いずれ地域の皆さん方とも相談をしながら、指定管理者制度に馴染むかどうかということだけでなく、昔はあの地域の皆さん方が組合的に、町に使用料を払って管理運営をしていたというようなこともありまして、そういうことも含めてもう少し時間を貸していただきたいという、これは私の思いでありますけれどもよろしくご理解をお願いします。

関 昭夫君 市営スキー場の件につきましては、含みがあるということだそうですので、その辺については近々また話が変わってくるんだろうと思っておりますのでわかりました。

十分な精査ができていないと今、答弁にありました。十分な精査ができてないとすれば、私、さっきも言いましたけれど、どうしてもどちらかを選択しなくちゃいけないものを、指定管理者として選択をする。それは条例として出してきても一向にかまわないと思っておりますけれど、精査ができていないものだけれど、とりあえず出すというのもおかしな話だなと、私はそう思いますが、どうでも条例にしなくても、いったんは直営で1年間置いておいて、またその後いくらでも条例は出す時期は作れるんじゃないかという気がしていますがいかがでしょうか。

総務課長 先ほども説明のなかでちょっとお話いたしましたけれども、ほとんどの施設が現在、管理者がいるわけでございます。管理委託という方式でやっております。どちらかということ塩沢町の施設が直営の部分がかかなりあるんですが、旧、合併前の南魚沼市、大和町、それからそれを引き継いでずっと合併後も管理してきましたので、ほとんどのここに挙がっている施設につきましては、もう管理者が管理委託をしているという施設でございますので、指定管理者の方の移行につきましてはすんなり行かせていただきたい。

塩沢町の方にありました施設が、実際はほとんどは管理がされているようでございますけれど、直営のなかで業務ごとの管理というようなやり方でやっていたものでございますので、まとめて管理。今後とすれば指定管理者制度がなくても、ある程度まとめた管理をお願いしなければならないという施設もございまして、今回指定管理者制度に移行させていただきたいと、こういう内容でございます。

寺口友彦君 一般質問のなかでも質問させていただきましたけれども、この指定管理者制度の目的事態は、市民サービスの向上と経費節減であると。その方向のなかで中沢議員のおっしゃったようなアウトソーシングを含めて経費節減につながるのであれば、すべては導

入していくべきだと思うのでありますけれども。

この条文の中を見ましたら、各条例によって目的外利用等の禁止、これが入っているものと入っていないものがあります。これはたぶん夏場の合宿等を考えた場合について、民宿の利用に配慮をしてこういう条文を入れられたのではないかと思いますけれど、その辺についての説明をお願いいたします。

それから各施設について判等化と、それからすべての項目について16条ということで、この施行に関しては教育委員会規則に定めるというふうになっております。したがって教育委員会のこれからの責任が非常に重くなると思います。そのなかで教育委員会のなかにもいろいろな施設を熟知した者を配置をして、市民の方が利用をすることについて支障が起きないように配慮をなさると思いますけれど、その2点についてお伺いいたします。

総務課長 各個々の施設の事情等につきましては、その部分まで私、細かく熟知しておりませんが、やはりその施設の内容によりまして、目的外を認める施設と認めない施設がちょっと出てきているようでございます。そんななかで設けさせてもらっておりますが。

ただ今ほども言われていますように、経費節減という部分でございます。市長も先ほどから言っていますように、やはりこの地域には馴染まない施設という。管理等につきましても、自主的にその施設から生まれる収益で管理がやっていける施設というのは、なかなかないはずでございます。やはり管理委託料をこちらから出して、管理していただくという部分がかなりあります。

そういうなかでもやはり民間また指定管理者、いろいろな裁量権を持つなかで運営することによりまして、何らかの経費節減が発生するものというふうに考えておりますので、そういう点でよろしくお願ひしたいと思います。

目的外使用を禁止している施設について、担当の方でどこかありましたらちょっと答えていただきたいと思ひます。

教育長 教育委員会規則に委任されている条例も何本もありますが、これは今回の改正に伴って入ってきたものではなくて、もともと設置条例の際に細かいことについては、例えば教育財産であれば教育委員会規則で委ねると、こういうことでやってまいりましたものですから。この改正に伴って特段に教育委員会部局に詳しい職員を配置する必要があるとは考えておりません。

寺口友彦君 私が一番心配しておりますのは実は、市内小中の利用に対してはかなりの減免、ほとんど利用料金をいただかないというかたちになると思ひますけれども、今度は高校の分が入ってまいります。高校等についてもいろいろな事情がありまして、こう市の方の体育施設を利用せざるを得ないというような状況もございませう。

そうした場合についてどこがその減免の窓口になるのかということ、指定管理者というふうな部分もありますけれども、この条例を見ますと減免については教育委員会規則の定めるところによるというのが出てまいります。そうした場合には年間の契約の途中であっても、これは少し減免をせざるを得ないのではないかとというような部分が出てきた場合について、教

育委員会はそれぞれについて答えていかなければならないというふうに思うわけであります。

そういう細かなサービスをするためにも、やはり教育委員会にそれなりの各施設を熟知した者が必要ではないかというふうに考えております。これはすべて市民サービスの低下を防ぐための方法ではないかと考えております。いかがでしょうか。

社会教育課長 指定管理者制度を導入しても、その減免措置的なかたちのところは変わりございません。なんらその高校あるいは市民等に影響を及ぼすことはございません。よろしく申し上げます。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 一括して討論を行います。なお、一部の議案についてのみ討論を行う場合も発言を許します。原案に反対の発言を許します。

岩野 松君 先ほどからのいろいろ質疑を聞いておりました、市長もあまりいい条例でないという言い方もしていました。私もこれそのものに対しては・・・失礼いたしました。あまり全面的には賛成するのではないんですけれども、国ではもう船出をせよという時期にきているということではありますが。特に226号議案の保育園条例については、これを読んだ時には私は、めぐみ野保育園だけだからという思いで先ほども言いましたけれども。ただこの後そういう方向があるということでは、指定管理者制度を制定することに私は異論を唱えたいと思います。

指定管理者は先ほどから出ていますように、コストを下げてサービスを上げるという言葉がありました。しかし保育園というのは、サービスというのはどういうことなのかということ考えた時に、働く人たちがやっぱり安心して働ける、そういう場が一番サービスが行き届くのではないかと考えております。

確かにいろいろ考えたり工夫しながらサービスすることも、今までの官の場合それが100パーセントだったとは言えない部分もあるかもしれませんが、安心して働けるというところはやはり官であった方が私は良いと考えております。

経費の削減だけを見ているこの指定管理者制度のやり方には、片手落ちがあり、そういうサービスへの疑問は限りなくあると私は考えております。ぜひこれだけは直営のかたちでやっていただく方向で私は反対の討論に立ちました。よろしく申し上げます。

議長 次に原案に賛成の発言を許します。

(「なし」の声あり)

ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 ただ今、反対討論のあった第226号議案について採決いたします。第226号議案、南魚沼市保育園条例の制定について、本案は原案のとおり決定することに賛

成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって第226号議案は原案のとおり可決されました。

議長 次に第226号議案を除く第220号議案から第251号議案までの31件について採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員。よって第226号議案を除く、第220号議案から第251号議案までは原案のとおり可決されました。

議長 休憩いたします。休憩後の再開は2時45分とします。

(午後2時16分)

議長 休憩を閉じて本会議を再開いたします。

(午後2時45分)

議長 なお、中沢一博君より家事都合により2時45分より早退の届け出が出ておりますのでこれを許します。

議長 日程第39、第252号議案 棟方志功アートステーション条例の制定について、日程第40、第253号議案 五十沢キャンプ場施設条例の制定について、日程第41、第254号議案 南魚沼市林間休養休憩施設条例の制定について以上3件を一括議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

商工観光課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 一括して質疑を行います。

笹木信治君 今の3件についてです。今まで財政支出していたものもなくなるということで説明がありました。棟方志功のアートステーションなどは、そこで管理している人とのそういう話し合いがついていることだと思えますけれども。この3件ということではありませんが、全体でまだ別に指定管理者が決まったという条例も少ないんですけれども、現在の段階ではいわゆる財政支出が、今までよりもどの程度増えるのか減るのかというあたりをお聞かせ願いたい。

それからこの指定管理者が、今後いわゆるその収入を自分の収入とすることができるんですけども、その人がどういうふうに営業をやっていくのかはちょっとわからないんですけど、実際問題、役所からの委託金なしにやっていくことについては、承知しているわけでしょうか。そこらへんをひとつお聞かせ願いたい。

商工観光課長 今ほどとりあえず3本の施設の条例改正が出ておりますが、一番目の棟方志功アートステーションに関しましては、とりあえず教育委員会部局の庁内協議は了しております。それから財政当局との、先ほど言いましたが190万円の現在委託料が出て管理をやっておるわけですが、それに関してはゼロでやりますということになっておりますので、この部分は190万円がそっくり減額になると。

その代わりに利用料のそのところに書いてございますが、今、大人が300円、子供が150円でギャラリー六日町の方、料金設定されております。これを倍までできるかどうかはわかりませんが、今の状況からいうと600円が大人で、300円が子供というかたちに倍に上げさせていただきまして、今いただいている料金収入があるわけでございますが、これを倍程度に見込んでいきたいというようなかたちで今のところ考えております。市からの支出については、今年は190万円がゼロになるということになります。

あと五十沢キャンプ場でございますが、こちらにつきましては今現在、賃借料相当を市の方から支出させてございますが、その他管理経費は一切ゼロでございます。要は入館者のその料金で、五十沢キャンプ場を運営しているということでございます。旧六日町の場合で言えば、一番経営内容がしっかりしている、私どもがその外部委託をしているなかでは最高の団体かなとこう思っております。

それから254号議案でございますが、これにつきましてはかつてはいろいろな皆さん方が経営をされておりました。一時は委託料も出したこともありますし、いろいろなケースがあったわけでございます。ここはこれから募集をかけてみないとういうかたちになるかわかりませんが、基本的には貸し料はゼロでも、要はうちの方に賃借料は入らなくても結構なので、委託料の支払いはしたくないと。だから差し引きゼロでやっていただけるような方を、まず市内から優先、市内になれば県内、県内になれば県外とういうかたちのなかで、一応募集をかけてみたいとういうふうに考えているところであります。以上です。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 第252号議案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第252号議案 棟方志功アートステーション条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第252号議案は原案のとおり可決されました。

議長 第253号議案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第253号議案 五十沢キャンプ場施設条例の制定につ

いては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第253号議案は原案のとおり可決されました。

議長 第254号議案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。第254号議案 南魚沼市林間休養休憩施設条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第254号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第42、第255号議案 大月ほたるの里観光施設条例の制定について、日程第43、第256号議案 上の原高原観光施設条例の制定について、日程第44、第257号議案 しゃくなげ湖畔観光施設条例の制定について、以上3件を一括議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

商工観光課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 一括して質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 第255号議案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第255号議案 大月ほたるの里観光施設条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第255号議案は原案のとおり可決されました。

議長 第256号議案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第256号議案 上の原高原観光施設条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第256号議案は原案のとおり可決されました。

議長 第257号議案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第257号議案 しゃくなげ湖畔観光施設条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第257号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第45、第258号議案 六日町駅前中央駐車場条例の制定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

商工観光課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第258号議案 六日町駅前中央駐車場条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第258号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第46、第259号議案 南魚沼市森林公園条例の制定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

農林課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第259号議案 南魚沼市森林公園条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第259号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第47、発議第24号 安全でゆきとどいた看護職員の配置を求める意見書の提出についてを議題といたします。事務局長の朗読を求めます。

議会事務局長 (朗読を行う。)

議長 本案について提出者の説明を求めます。

笹木信治君 発議第24号 安全でゆきとどいた看護職員の配置を求める意見書の提出について、発議の説明をいたします。裏面でございます。安全でゆきとどいた看護職員の配置を求める意見書であります。内容については皆さんが読んでいただいたとおりであります。(1)(2)とありますが、安全でゆきとどいた医療、介護を保证するための看護職員の配置基準を引き上げること。(2)で看護、患者、利用者の命と安全を守るため必要な安全対策のコストを保证すること、ということが意見書の趣旨になっております。よろしくご審議の上、ご採択くださるようお願いいたします。以上。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。発議第24号 安全でゆきとどいた看護職員の配置を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(「反対」の声あり)

反対の声がありますので、起立による採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数。よって発議第24号は否決されました。

議長 日程第48、発議第25号「真の地方分権改革の確実な実現」を求める意見書の提出について、日程第49、発議第26号 議会制度改革の早期実現に関する意見書の提出について以上2件を一括議題といたします。事務局長の朗読を求めます。

議会事務局長 (朗読を行う。)

議長 本案について提出者の説明を求めます。

若井達男君 発議第26号について説明いたします。今ほど事務局長より説明があったとおりでございますが・・・失礼、発議第25号でございます。「真の地方分権改革の確実な実現」を求める意見書の提出ということでございます。

1993年、今から12年前、衆参両院で6月、細川内閣の発足する2ヶ月前にこれは国会で衆参両院で決議されております。そしてその後、95年に分割法案が制定され、この2000年4月に一括施行されております。

しかしながらはたしてその後、私どものなかに本当にこの地方分権、この三位一体改革を始めとしたなかに、真に私どもの地方の声が反映されておるかということを考えて時、やはりこの意見書の提出は欠くことはできない大きな重要な問題であるというふうに私はとらえております。この内容につきましてはここに記されておるとおりでございます。ぜひとも全員の賛同をお願いするところでございます。よろしく願いいたします。

発議第26号 議会制度改革の早期実現に関する意見書の提出について、ということでございます。これにつきましても事務局長、朗読のとおりでございますが、自治法の99条に基づき意見書を提出するものでございます。

この内容につきましては、さらにここに記されてある12月8日の議運の資料に基づいたなかに補足資料も添付されてありますが、皆さんよくこれは熟慮されておる内容だというふうに理解しております。よってこの発議第26号も、ひとつ全員の賛成をお願いするところであります。以上でございます。

議長 一括して質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 発議第25号に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。発議第25号 「真の地方分権改革の確実な実現」を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって発議第25号は原案のとおり可決されました。

議長 発議第26号に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。発議第26号 議会制度改革の早期実現に関する意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって発議第26号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第50、発議第27号 南魚沼市水道料金の値下げに関する決議についてを議題といたします。事務局長の朗読を求めます。

議会事務局長 (朗読を行う。)

議長 本案について提出者の説明を求めます。

笛木信治君 発議第27号 南魚沼市水道料金の値下げに関する決議について発議するものであります。決議文につきましては、すでに皆さん各派において検討もしていただいておりますので多くは述べません。この水道料金の引き下げについてはご承知のように、やはり今、南魚沼市でどなたも高すぎる水道料について、なんとか下げられないものかなという考えは持ってらっしゃると思います。しかしこれがそう簡単に今日、明日のうちにどうこうなるという課題でないこともまた、我々も市民の皆さんもわかっていることだと思います。

しかしながらこれを下げなければならないという思い、これはもう皆さん持っておられるわけでありまして。私もさまざまな懇談会やアンケートなどをやりますと、必ず一番にそのことが出てくるわけでありまして。

そういったことから中、長期的な展望に立ってこれを引き下げる、高金利の借入金の借換えや、積立金の取り崩し、あるいは今、南魚沼市の企業で水道利用の少ない業者に対しては使用をお願いしていく、というようなあらゆる可能性を組み尽くしながら追求していくということが、やはり行政としても議会人としても、そういう姿勢が必要であると考えております。

そうしたことから住民の皆さんと意思を同じくするという点において、議会が、住民の代表たる議会が決議することは、大変異議のあることではないかということで発議をしたものであります。以上であります。

議長 質疑を行います。

笠原喜一郎君 1点だけお聞きをいたしますが今、提案理由の中で述べられました水道料金を下げるという部分については、どなたも反対をする人はいないと思うわけです。その裏づけとして借換え、高い金利の借換え、あるいは留保資金の取り崩しという部分があるわけです。

今、留保資金として18億円くらいあるわけですがけれども、この収支表、試算表のなかでは、24年には1億円を切るという留保資金が予定があります。それで今ここで留保資金を取り崩して下げても、いずれまた上げるということは目に見えているわけですがけれども、今年は下がったと、また来年になったら上がってしまった、というようなことは私は避けるべきだというふうに思っているわけです。その辺を提出者はどのように考えているか一辺お聞きをいたします。

笛木信治君 留保資金を取り崩すと、そして水道料金の引き下げを行うというのも、私は1つの方法、選択肢というふうに考えております。先ほど申し上げましたようにあらゆる可能性をやはり組み尽くすということが大事であって、当然その場合に留保資金を利用するというのも1つの方法、選択肢として、私はそれを捨て去るということとはできないと思います。

一番いいことは利用者が増えることだというふうなことも言われますが、今、景気がやや上向いているというなかではそういう可能性も今後出てくるわけですから、そしてあらゆる可能性を組み尽くすなかの1つの選択肢として、そういうこともあっていいというふうに私は考えております。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。まず原案に反対の発言を許します。

中沢俊一君 私はこの決議に対して反対の立場で討論に加わらせていただきます。さっき質疑のなかでも話し合われましたが、誰一人水道料金を下げないでいいなんて思っている人はいないはずであります。問題はその手段でありまして、私は客観的な見地から今のこの留保資金について若干自分の考えを述べさせていただきたいと思っています。

今現在、9月20日現在でしょうか、17億3,000万円あまりの確かに留保資金がございます。さっきの質疑のなかでも言われましたけれども、これが平成24年には7,600万円まで下がってしまう。しかも3年後の平成20年には値上げとしたという過程であります。どのくらい値上げするかといいますと、基本料金で300円、それから重量料金で30円。これによって2億1,000万円あまりの料金収入が増えると、こういうことを前提にしてもこれだけ留保資金が減っているわけであります。

今、一般会計から実は高料金対策費が100パーセント繰り入れられております。6億1,100万円。これに広域の企業団の返済、償還への繰り入れとしまして、これまた一般会計から2億2,000万円あまり。合計8億3,000万円のお金が一般会計から繰り入れられて

いる。

もしこの今、17億円あまりの留保資金を水道料金の値下げに使った場合、ではどこからどういうふうにして補填していくのか。ご存知のとおり水道会計は企業会計でありまして、先ほどの一般会計からの繰り入れは、これはルールに則った本当にぎりぎりの補填であります。ルールを無視してどこからお金を持ってくるのか。こういうことを現実的に考えていただきたい。

それでなくても旧南魚沼市、これだけでも今後の水道事業に対して6億4,000万円の投資。塩沢の簡易水道、これについても討議がございました。これに5億1,000万円。企業団のこれからの様々な更新に8億6,000万円。その他もろもろで22億円ほどの更新の資金を作っていかなければならない。これを留保資金を抜きにして考えられません。

以上のような異常な厳しい財務状況のなかで、安易にこの留保資金を取り崩して水道料金にはやはり向けられない。これが私どもの考えであります。以上のような理由でこの決議では反対をいたします。

議長 次に原案に賛成の発言を許します。

岩野 松君 水道料金値下げの方向でのこの決議に関して、私は賛成の立場で討論に参加いたします。ただ今、反対の方からはルールを無視したこの方策ではないかという提案がありました。積立金を取り崩すということは非常に無謀であるという話でありますけれども、確かに積立金を単純に取り崩すということでの方策もありますが、やはり水道料金を下げるとにかくこの一番の元凶は、私、一般質問でも言いましたけれども、過大な投資にあったことがやはり行政の責任が問われる部分ではないかと思っております。

そういう意味ではあらゆる手を尽くして、やっぱり下げる方向を努力する。市長はそういうかたちでは、しないとは言っていないのでありますが、議会がこの値下げに対して反対が多数になるようになると、やはり市民からの共感はどうなのかな、ということも私ちょっと感じております。

どこへ出ても水道料金というのは、この南魚沼市だけではなく、高いところではどこでもそういう声があります。ほとんどそれが過大投資によるものであるということを見ましても、やっぱり行政の責任としてそれに対しての態度もとるべきではないかと思っております。

議会はやはり市民の立場に立ったかたちでそれを後押しする。そういう意味でぜひこの水道料金値下げの議案の賛成を、多数になることを望んでおります。以上です。

議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。発議第27号 南魚沼市水道料金の値下げに関する決議

について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数。よって発議第27号は否決されました。

議長 日程第51、発議第28号 道路特定財源の一般財源化に反対する意見書の提出についてを議題といたします。事務局長の朗読を求めます。

議会事務局長 (朗読を行う。)

議長 本案について提出者の説明を求めます。

笠原喜一郎君 発議第28号 道路特定財源の一般財源化に反対する意見書の提出について提案理由をさせていただきます。はぐっていただきたいと思います。

内閣総理大臣、国土交通大臣、財務大臣宛ということと、新潟県知事宛に2通用意してあります。読ませていただきます。

政府・与党は12月9日に「道路特定財源の見直しに関する協議会」を開催し、暫定税率を維持したまま道路特定財源を一般財源化する基本方針を決定をした。

道路は人々の暮らしやあらゆる社会・経済活動を支える最も基本的な社会資本であり、南魚沼市を含む当地域での生活は全国有数の豪雪地帯であることから、大きく自動車交通に依存しているのが実態である。

こうした中、道路特定財源の一般財源化が実施されれば、地方の道路整備が大きく阻害されるばかりか、目的税という本質からも大きく逸脱するものである。

よって下記事項の実現を強く求める。記、1.揮発油(ガソリン)税・自動車重量等の道路特定財源については、一般財源化して他に転用することなく、道路整備推進に充当することということで提出をしたいということであります。新潟県についても県に働きかけをしていただきたいということであります。

若干、説明補足をさせていただきます。今、この道路特定財源の暫定税率ということで揮発油税については24.3円が、倍の48.6円になっておりますし、自動車重量税につきましても6,300円というふうに大きくなっております。この国で3兆5,257億円。そして地方では同じく2兆3,200億円という特定財源になっておるわけであります。

これらが一般財源化されることによってこの地域の道路整備、ならびに今、豪雪等で新聞等で時々交通事故の記事が出ておりますけれども、交通安全そういう部分で大きく遅れをとるものというふうに思っておりますので、この一般財源化に反対をするという意見書を提出をしたいと思っております。よろしく願いをいたします。

議長 質疑を行います。

笛木信治君 1点お聞きをします。道路網の整備は私も大賛成でありまして、生活関連道路は庶民の問題だと考えております。地方の自治体が、例えば当地でいえば市道ですが、そうしたところの市道などの修理、改修というような場合に、この道路特定財源がどの程度影響を持つものなのか。というのは私の頭の中にある道路特定財源と言っても、本当に地方の道路なんかに回ってくるのかなという思いがありますので、そこをもし何かお聞かせ願え

ればと思いますが。

笠原喜一郎君　お答えいたします。具体的にどのくらいの影響があるかというのは私もわかりませんが、ただ国の公共事業あるいは県の事業等で、それらが大きく、今、説明されたように国の方で3兆5,000億円、地方の方で2兆3,000億円ぐらいの特定財源、それがなくなるということは、公共事業あるいは県単事業の方に影響をしていくと思いますので、結果として市の方の維持あるいは管理という部分にも、大きく私は影響をしていくというふうに思っております。

議　　長　　質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議　　長　　討論を行います。

（「なし」「反対」の声あり）

まず原案に反対の発言を許します。

笹木信治君　道路特定財源の一般財源化に反対する意見書がありますが、私は一般財源化を進める方が、国民のためになると考えておりますので、この意見書には賛成できないということでの討論であります。

今ほど発議者の方から説明がありましたように、6兆円からの特定財源があるわけですが、これが道路だけに使われると。もちろん道路網の整備は十分必要であります、私はややもすると大型プロジェクトの方へ流れて行って、やはり地方の生活関連道路に対しては、非常に回ってくる割合というものが少ないんじゃないかという気がしています。

一般財源化することによって全体の中でまた道路予算というものを決めていけば、大型プロジェクトの無駄なところへ投入することもないだろうし、今、我々が定率減税の廃止であるとか、老年者控除の廃止であるとか、今、ものすごい税金の増税があるわけです。そうしたことを考える時、やはりこの6兆円の財源を一般財源化することによって我々の暮らしの方へも回してもらいたいという気があります。

小泉内閣もこれを一般財源化する方針だそうですが、私は小泉内閣を支持するというものではありませんが、この一般財源化には賛成なので、反対をするということでもあります。以上。

議　　長　　次に原案に賛成者の発言を許します。

阿部久夫君　発議第28号　道路特定財源の一般財源化に反対する意見書の提出について、賛成する立場から討論させていただきます。

先ほど提出者の笠原議員からきちんとした意見が述べられました。まさにそのとおりだと私は確信をしております。私たちのこの地方におきましては、道路整備また維持管理等のまだまだやらなければならない事業がいっぱいあります。今ここで一般財源化がされましたら、ますます地方が遅れてしまいます。

そうしたことがもう当然のわかっていることでもありますので、絶対に一般財源化には反対

をしていかなければならないと確信をしております。そういった意味でこの提出する意見書に対して賛成する立場であります。以上です。

議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。発議第28号 道路特定財源の一般財源化に反対する意見書の提出について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって発議第28号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第52、発議第29号 特別委員会の名称変更についてを議題といたします。事務局の朗読を求めます。

議会事務局長 (朗読を行う。)

議長 お諮りいたします。ただ今、事務局長朗読のとおり基幹病院設置推進特別委員会の名称を、魚沼地域基幹病院設置推進特別委員会に変更したいと思いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって特別委員会の名称は変更することに決定しました。

議長 日程第53、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。議会運営委員長より議会運営について、3常任委員長より所管事務について、会議規則第104条の規定によってお手元に配付のとおり閉会中の継続調査について申し出があります。

議長 お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長 以上で本定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。これをもって平成17年12月南魚沼市議会定例会を閉会といたします。大変長い間ご苦労さまでした。

(午後3時50分)